

第6回工事入札調査特別委員会会議録

日時 平成26年1月23日(木)午後1時30分～5時45分

会場 笛吹市役所八代庁舎 2階第2会議室

出席委員 志村直毅 北嶋恒男 海野利比古 神宮司正人 上野稔 小林始 中川秀哉 渡辺正秀
野澤今朝幸

オブザーバー 前島敏彦議長

委員外議員 古屋始芳 荻野謙一 大久保俊雄

議会事務局 鈴木幸弘 西海好治 矢野洋

証人 菊島正博 雨宮茂貴 山下真弥 志村一仁 小菅秀樹 有賀滋一 松岡利明 芦澤栄

傍聴人 14人(内、報道関係者10人)

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 議事
 - ①御坂浄水場 土木・建築工事入札に関する証人喚問
 - ②その他

○鈴木幸弘議会事務局長

大変、ご苦労さまです。

それでは第6回目になりますが、工事入札調査特別委員会を始めさせていただきたいと思
います。

まず開会の言葉を上野副委員長より、お願いいたします。

○上野稔副委員長

皆さん、こんにちは。

本当にお忙しい中を今日は第6回目ということで調査特別委員会を行うわけですが、今
日からは証人喚問ということで、実質的な部分に入ります。そういうことで、委員の皆さん等
のご協力を得ながらスムーズに進行していきたいと思しますので、よろしくお願
いいたします。
今日はご苦労さまです。

○鈴木幸弘議会事務局長

続きまして委員長あいさつ。

野澤委員長、お願いいたします。

○野澤今朝幸委員長

皆さん、改めましてこんにちは。ご苦労さまです。

本当に3月の定例議事を控える中で、それぞれの委員さんには準備等で忙しいかと思
いながらも、そういう中で委員皆さん全員の出席ということで誠に
ご苦労さまです。

先ほど副委員長のほうからもお話がありましたように、今回の本特別委員会は証人喚問が予
定されているわけですが、私自身まったく初めてのことなので正直なところ不安があります。

皆様のご協力のもと、実効ある会議にしていきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いします。

○鈴木幸弘議会事務局長

ありがとうございました。

それでは議事に入るわけですが、委員長の進行でよろしくお願いいたします。

○野澤今朝幸委員長

まず今回の・・・失礼しました。皆さまもマナーモードに。申し訳ありません。

まず今回の本特別委員会の公開の件についてですけれど、本特別委員会の設置当初、委員の皆さんの同意を得まして公開を原則するというふうになっているところですが、今回は市職員に限った尋問ということも勘案して、改めて原則どおり公開とするか、あるいは非公開とするか、皆さんに図りたいと思います。

まず、私の考え方を述べさせていただきます。

今日のこの特別委員会は、ご承知のように御坂浄水場土木建築工事の入札公告がどのような経過のもとで取り止めという、異例な事態だと思いますが、その異例な事態になったか、その点を明らかにする証人喚問です。

証人の皆さんにできるだけ不必要な緊張感、過度な緊張感をさせずに十分な証言が得られるようにするためにも、また傍聴されている方から今回の尋問内容に関わる情報が市中に流布する、そのことによって今後の調査に支障をきたすのではないかとというような危惧も実際は考えられるわけです。

そのような理由から、私は今回は非公開のほうがいいのではないかと考えます。委員の皆さんの自由な発言を許しますので、発言をお願いいたします。

渡辺委員。

○渡辺正秀委員

結構だと思います。特に今回の証人に関しましては、責任者とかそういうことではない方々、広く職員の方において願っているということで、そういう点では守っていくという上でもやっぱり非公開とすることが必要かなと思います。その提案に賛成いたします。

○野澤今朝幸委員長

今、非公開に賛成というご発言ですが、ほかにご意見ございませんでしょうか。

志村委員。

○志村直毅委員

こういった特別委員会、百条委員会、証人喚問等については基本的に原則すべて公開でやるべきだと思います。今後もこういったケースがあれば、基本的には公開でやるべきだということに思いますが、先ほど委員長が言われたような今後の調査に影響を与えるのではないかと、そうはいつでもこれだけ市民の皆さんに関心の深い内容ということもあるので、今回傍聴は、非公開であったとしても会議録をきちんと後日公開するような形で、会議録公開という方法はいかがかと思っております。

○野澤今朝幸委員長

小林委員。

○小林始委員

私、前から原則公開という話はしているんですけれども、今日、この席で委員長が答えを出

したということで、今日の部分に関しては非公開でいいと思いますけれども、今後この部分については市民からも公開とかそういった問い合わせがありますけれども、原則、とにかく議会の委員会、本会議、すべての会議は公開が原則だと私は思っています。

○野澤今朝幸委員長

では今日の部分は非公開でも。

○小林始委員

委員長が先に答えを出してくれましたので、それに従います。

○野澤今朝幸委員長

答えというか、私の考え方を述べたということですがけれども。

ではよろしいですか。今、志村委員のほうからもそういう、ここは非公開でも、もちろん原則公開ですから、できるだけ、今後のわれわれの調査等に影響がなく、また次の調査が先ほど言ったように実効力のある調査にしていくように、その観点からできるだけ要望等は公開していくという形でよろしいでしょうか。

(異議なし。の声)

では全員の同意ということで。

本当に申し訳ありません。ということです。傍聴の皆さん、本当に足を運んでいただきましたけれど、ご理解していただいて。

○(傍聴人)

傍聴人の意見は聞かないのか。

○野澤今朝幸委員長

聞きません。

○(傍聴人)

それは議会でそう決まっているということは分かるけども。傍聴人が来るのにはそれなりの理由があって来るわけだから。然るべき、もう少し明瞭な、はっきりした非公開にする理由を述べて、傍聴人も納得した上で外へ出すというのが当然で、それぞれ自分の生活を犠牲にしてこれを聞きにきているわけだから。大変失礼な、しかも委員長が、私は非常に不謹慎だと思うのは委員長、携帯の電話が最初に鳴った。そしてあなたは自分がそうしておきながら、皆さんマナーモードにしてくださいと。これはおかしいでしょう。それから自分が先に意見を述べてしまって、委員より先に。そして委員の意見を聞く。こんな委員会がありますか。日本中を探してもないでしょう。大変失礼な、市民を馬鹿にした話で、傍聴を非公開にするなら、公開すべき傍聴を非公開にするべきであるとすれば、それは然るべき理由を述べてもう少し傍聴人の意見まで聞く。委員長さんの職務ではないですか。

○野澤今朝幸委員長

傍聴人の意見を聞く必要はありません。

○(傍聴人)

そうですか。

○野澤今朝幸委員長

はい。そういう会議ではありません。

○(傍聴人)

それはどうしてですか。

○野澤今朝幸委員長

それは法律上、そうなっています。

○（傍聴人）

法律で、要するに傍聴人の意見なんか聞く必要はないと。

○野澤今朝幸委員長

ありません。

○（傍聴人）

はい、よく分かりました。ただし委員長さんに念を押しておきますけども傍聴人も市民なんです。それを頭の中に入れて今後の審議にあたってください。ぜひよろしく願いいたします。

○野澤今朝幸委員長

その点は承知しました。

ではすみませんけども、申し訳ありませんけれども。

（傍聴人・退席）

○小林始委員

委員長、議員はちゃんと、その制定された条例というか、ちゃんと要綱があるということですね、傍聴の。

○野澤今朝幸委員長

議員は大丈夫です。先ほど事務局に確認してありますし、そして議会の、あくまでも付託を受けてわれわれはやっているということで、もちろん発言は許しませんけれども。

（証人全員入場）

○野澤今朝幸委員長

どうもご苦労さまです。

会議に入る前にちょっとごあいさつを申し上げます。

本調査特別委員会は平成25年11月25日の笛吹市議会本会議において、工事入札執行における不透明さに関わる疑義に対し、議会の権能を十分に発揮する中で事実を明らかにすることを目的に設置されたものであります。

特に本日は関係人にご出頭を願って証言を求めることになっておりますが、証人の皆さんにはご多忙中ご出頭をいただき、ありがとうございます。何とぞ本委員会の調査目的をご理解賜り、円滑に進行できるよう格別のご協力をお願いします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては地方自治法第100条の規定に基づき行われ、またこれに基づき民事訴訟法の尋問に関する規定が適用されることとなっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合には証言を拒むことができることとなっております。

1. 証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族の関係にある者もしくはあつた者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れがある事項。
2. 証人と後見人、または被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受

ける恐れがある事項。

3. 証人と先に述べた関係者の名誉を害するべき事項。

4. 公務員または公務員であった者が職務上知り得た秘密に属する事項に関する事項。

これらに該当する場合は、証人は証言を拒むことができますのでその旨を申し添えたいと思います。

なお正当な理由がなく証言を拒否したり、虚偽の証言を行った場合は法律により罰せられることがありますので申し添えます。

またこのあと法律の定めにより証人には宣誓を行っていただきますが、証人と先ほどの血族および姻族関係者や証人と後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係のある事項について尋問を受けるときは、宣言を拒むことができます。

なお尋問は順次行いますので、最初に証言をいただく証人以外は控え室で待機していただき、事務局から呼ばれたら再度入場をお願いしたいと思います。

以上です。では最初の菊島さんだけ残っていただいて。

(退 席)

では、これより証人尋問を行います。

それでは法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立ください。

お願いします。

○菊島正博君

宣誓書、良心に従って真実を述べ何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

平成26年1月23日 菊島正博

○野澤今朝幸委員長

着席をお願いします。

続いて宣誓書に署名、捺印をお願いします。

(署名・捺印)

○野澤今朝幸委員長

これより証言を求めることとなりますが、証人は証言を求められた事項のみお答えください。

また発言の際にはその都度、委員長の許可を得て発言をお願いします。またこちらから質問しているときにはお掛けいただいたままで結構です。お答えの際には起立をお願いします。

それでは尋問に入ります。

まず証人の氏名、住所を確認させていただきます。

証人の氏名は菊島正博さん。生年月日は[REDACTED]住所は[REDACTED]

[REDACTED]職業は地方公務員に相違ありませんか。

○菊島正博君

相違ありません。

○野澤今朝幸委員長

すみません、起立して。申し訳ないですけども。

○菊島正博君

そのとおりであります。

○野澤今朝幸委員長

それではまず私から質問させていただきますが、この間、進行は上野副委員長にお願いします。

○上野稔副委員長

それでは野澤委員長が尋問を行う間は私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。それでは、野澤委員長の尋問を許可します。

○委員長（野澤今朝幸君）

事業費8億円という御坂浄水場土木建築工事の入札は、すみません、私も起立して質問いたします。事業費8億円という御坂浄水場土木建築工事の入札は、平成25年1月15日に公布されましたが、その3日後の1月18日には取り止めということになりました。これは極めて異例なことであります。この尋問では、この異例の取り止めがどのような経過の中で決定されたのか、その点を明らかにすることを目的としています。

まず1問目としまして、あなたはこの取り止めに関わりましたか。

○上野稔副委員長

菊島証人。

○菊島正博君

はい、事務担当として関わっております。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

どのような形で事務担当ということでの関わり、具体的にどのような形で関わったかお話しください。

○上野稔副委員長

菊島証人。

○菊島正博君

1月15日に公告を出しまして、その後、公告の取り下げを上司、副市長ですかね、から打診されまして、その後協議を行いまして取り止めということで、取り止め公告を起案いたしまして公告を出したと。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

具体的に取り止めに関わったということですがけれど、今、取り止め公告の起案をなされたということですがけれど、起案を18日に取り止めの再度の公告をしていますけれど、起案を、記憶が残ってましたらいつ、どのような形でしたか、そのへんを具体的に覚えているところでももちろん結構ですがけれど、お願いします。

○上野稔副委員長

菊島証人。

○菊島正博君

記憶の中で申し訳ございません。18日の日に起案を行って、そのまま決裁をいただいて公告を出したというふうに記憶しております。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

時間的には午前か午後か、時間がもし分かりましたらお願いします。

○上野稔副委員長

菊島証人。

○菊島正博君

時間につきましては、記憶しておりません。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

午前か午後かの記憶もありますか。

○上野稔副委員長

菊島証人。

○菊島正博君

午前か午後かの記憶もございません。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

2問目の質問に移ります。今のお話の中で副市長のほうからの指示というふうに伺ったんですけど、そのへんの確認をもう一度いたしたいと思いますので、どういう形でその起案をするようになったか。それはこれがどのような経緯で決定されたかに関わることで、そのへんの証言を求めます。

○上野稔副委員長

菊島証人。

○菊島正博君

すみません、もう一度お願いいたします。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

先ほど副市長のほうからの指示で起案をしたというふうに伺いましたので、その点をもう一度、もっと具体的にどこでどういうふうな形でということが分かりましたらお願いします。場所、時間等が分かりましたら。

○上野稔副委員長（上野稔君）

菊島証人。

○菊島正博君

指示といいますか協議を行ったわけなんですけれども、私と課長、雨宮課長が呼び出されたと思います。取り止めにできないかというふうな相談をいただきまして協議を行いました。取り止めにするには理由が必要なんですけれども、そういう協議だったと思います。それで分離発注を行いたいということだったので、一応、設計図書に変更が生じるということで、公告内容として取り止めましょうというふうなことになったんだと記憶しております。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長（野澤今朝幸君）

先ほど起案をしたのは18日というふうに伺いましたけれど、指示は副市長からの指示というお話ですけれど、その指示がいつごろ終わってどういう形で、いつ副市長から指示があったかという点と今、協議と言いましたけれど、実際協議に立ち会ったのはどのような人たちであるか、その2点を。

○上野稔副委員長

菊島証人。

○菊島正博君

起案は18日なんですけれど、15日に公告を出しまして16日か17日には相談を受けていると思います。それで分離発注ができる、できないの判断は私たちにはできませんので、公営企業部の職員と副市長と管財課の職員で分離発注ができるかどうかというふうなことの確認をいたしました。できるという判断で、では発注しましょうということになったんだと記憶しています。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

今、水道課の方の現場の職員ということも協議に参加したと言いますけれど、その具体的な参加した人の名前を挙げていただきたいと思えますけれども。

○上野稔副委員長

菊島証人。

○菊島正博君

誰がいたかということはちょっと記憶にないんですが、有賀課長がいたと思います。よろしいですか。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

有賀課長がいたということは、ほかにも複数いたということだけれど、記憶がないということですか。

○副委員長（上野稔君）

菊島証人。

○菊島正博君

いたのかどうかの記憶がございません。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

管財課のほうの職員は、菊島さん以外にいたかどうかお願いします。

○上野稔副委員長

菊島証人。

○菊島正博君

私以外は雨宮課長がおりました。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

雨宮課長と菊島証人とそして有賀課長がいたと。それ以外の人がいたかどうかは、これは記憶が曖昧であるということですね。はい。ありがとうございました。

3つ目の質問に入らせていただきます。

この取り止めについて、管財課の職員として職務上、知り得たことがありますかということですけど、これはもちろん庁内のこと、あるいはこういう取り止めがあると市民や業者のほうからの情報も職務上入るといっても想定できるんですけど、この取り止めに関してそういう職務上、知り得た情報がほかに、今、述べたこと以外で何かありましたらお願いします。

○上野稔副委員長

菊島証人。

○菊島正博君

取り止め公告を出したあとという解釈でよろしいでしょうか。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

これは最初の入札公告を出した時点からでもなんでも結構ですけど、この取り止めに関わると思われる情報ですね、そういうものがありましたら公告中でも公告前でも公告後でも結構ですが、つまり日で言うと1月15日以前の話でも1月18日以降の話でもよろしいということ、もちろん真ん中が一番重要なことですけども。

○上野稔副委員長

菊島証人。

○菊島正博君

外部からの接触とか話はございません。強いて言うならば、その18日に至るまでに取り止めにしたいということ、要するに副市長のほうから伺ったぐらいで、そのあと協議が入ったんですけども、その以前にしたいというふうなことは伺っております。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

取り止めにしたい、取り止めの起案の話はあくまでも副市長ですね。

○上野稔副委員長

菊島証人。

○菊島正博君

協議は副市長としておりますけれども、起案決裁につきましては市長まで当然っておりますので、決裁については市長がっております。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

もう一度確認しますが、先ほど述べた以外のことでのこの取り止めに関する情報は知り得ていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○上野稔副委員長

菊島証人。

○菊島正博君

はい、そのとおりでございます。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

では最後の質問をさせていただきます。

この今、問題にしている取り止めの理由として、先ほどもこの尋問の過程で出ましたけれど、土木工事と建築工事という分離分割して、そして理由として工期の短縮を図るとか、また地元業者が応札しやすいようにとか、そういう理由が公の場で挙げられていますけれど、菊島さんはこういうことが1月15日ですね、最初の公告以前にもこのような議論をしたか。あるいはそういうことが話題になったか、そのへんについて、話題にしたかですね。みずからがしたか、あるいはみずからそういう議論をしたか。みずからがしたかどうかということでお答えいただきたいと思います。

○上野稔副委員長

菊島証人。

○菊島正博君

分離発注のことにつきましては、公告を出したあとに話があったと記憶しております。公告以前につきましては、公告案を提示してそれを決裁いただいたということのみです。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

確認の質問ですが、この取り止めに関する理由等については一切15日以降の話として菊島さんは関わりもしないし、そういう話題もしなかった、聞いてもないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○上野稔副委員長

菊島証人。

○菊島正博君

公告を出す前には、そのような話はございませんでした。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

どうもありがとうございました。私からの総括的な質問は以上で終わります。

これから、私のほうで進行をさせていただきます。

今、私のほうであらかじめ皆さんとの打ち合わせの中での質問をさせていただいたわけですが、皆さんのほうからこの取り止めに関わる場所での質問がございましたら、こちらの許

可を得て自由に質問していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

小林始委員。

○小林始委員

1月15日の公告後、副市長に取り止め、分割はできないかというようなことの証言をいただきましたけども、場所はどこですかね。その言われた場所。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

本庁舎の市長応接室であったと記憶しております。

○野澤今朝幸委員長

小林委員。

○小林始委員

場所は市長室ということで分かりました。

それから1月15日の公告の前、あるいは公告後、質問要綱の部分があるんですけど、業者あるいは市民、どこからかその質問等がありましたか。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

なんに対する質問ということでしょうか。すみません。

○野澤今朝幸委員長

小林委員。

○小林始委員

要するに1月15日に建設と土木を含めた中の入札で8億円で公告しましたよね。それから公告の内容等もいろいろあるわけなんですけれど、要件と、そういった部分の公告の内容についての市民、業者、それからもろもろどこからか質問等ありましたか。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

市民からはありません。業者ですが、参加したい意向があると思われる業者さんからは質問という形ではないんですけど、問い合わせが2件ほどあったと記憶しております。

○野澤今朝幸委員長

小林委員。

○小林始委員

その質問、要するに業者からの質問の場合はちゃんと、質問要綱の中でちゃんと質問用紙もありますよね。そういった部分で、それも記録としてあると思いますけれども、そのへんの正式な業者からの質問は当然、質問要綱の中で控えがあると思います。市のほうに。どういう質問かはもちろん分からないわけですけども、その質問によって取り下げ、分離発注、分割ですか、それから当初から金額の変更等があったのか、お聞きいたします。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

中身についての質問はございません。先ほど問い合わせと言いましたけれども、この公告内容でわが社は入札に参加できるのであろうかと、要するに資格があるのかというふうな問い合わせはございましたけれども、中身につきましての質問等は受け付けておりません。

○野澤今朝幸委員長

小林委員。

○小林始委員

ですから質問要綱の中で質問用紙があつて、ちゃんと質問できることになっていますので、それはその質問内容等についてはぜひ提出をお願いしたいと思いますけれども。

○野澤今朝幸委員長

今の話は質問ではなくて、入札できるかどうかの中身ではなくて、自分の会社が入札の資格があるかどうかということの問い合わせということだから、質問用紙にちゃんと記入するようなことはないということだと思いますが、そこは確認しますけれども。

○菊島正博君

そのとおりでございます。

○小林始委員

分かりました。ではその正式な要綱に則った質問で、この変更があつたということでないことは了解いたしましたけれども、その市長室で市長、副市長に分割変更できないか、取り止めができないかというようなことを受けたんですけれども、これはあれですか、上司というか、執行者からの命令というのか相談というのか、このへんの感覚をちょっと教えてください。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

まず最初は協議ですね、要するに分割ができるか、できないかの協議をして、できるのであれば要するに市内の業者さんのほうを優先して、入札に参加させてあげたいので分割したいというふうな意向だったと思います。

○野澤今朝幸委員長

小林委員。

○小林始委員

今、言われたように市内業者に取らせるためということで、市長、副市長に言われたということなんですけれども、それ以外にこの8億の、すでに公告して3日目に取り止めなんですけれども、通常ではとにかく考えられない状態なんですけれども、市内業者に取らせるためということ以外に何かその場で。

○菊島正博君

特に言われていないと思います。

○小林始委員

市内業者ね。

○野澤今朝幸委員長

小林委員。

○小林始委員

市長、副市長に分離分割をなささいということで命令というか指導を受けたわけなんですけども、その後、管財と公営企業ですね、そして副市長を交えた中で分離をする行程、過程、分離をして、要するに金額もそこで変更になりましたけども、設計図書も変更になりましたけども、その中で工事の中身の変更もありますよね。土量の変更とか設計の変更、少しですけども。そういう部分は水道、公営とそれから管財の部分で、どのような流れの中で2月26日の分離発注の金額から公告内容等の変更があったか。誰の提案で、主導でそういった格好に決まったのか教えてください。

○菊島正博君

もう一度お願いします。

○野澤今朝幸委員長

もうちょっと分かりやすくお願いします。

○小林始委員

取り下げをして分離分割をなささいということをして市長、副市長に言われたわけなんですけども、市長、副市長ですから当然、命令みたいな格好になるわけなんですけども、これを分離発注しましたよね。取り下げもしましたよね。分離発注もしましたよね。その中で分離発注で、最終的に2月26日に金額も決まりましたよね。2億と6億2千万円ぐらいの部分で、それを協議の中でどういう流れでその2月26日のあれが決まったか。当然、水道課も公営企業もいましたからね。公営企業の中で知っている部分があるかもしれないけどもね。また同じことを聞きますけども。2月26日の変更に至るまでの過程で、菊島さんの知っているところで教えていただきたい。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

先ほど分離発注ができないかという協議ということで、公営企業部の職員も含めて協議をしたというふうにお話をしたんですけども、その過程で土木工事と建築工事に分離する、建築工事についてはどの部分を分離できるかというふうなことで、2棟の建物についてはこれは建築工事とすることができるということで、その2棟について建築工事、そのほかを土木工事ということで設計書を作り直して次の入札に備えたということです。

以上です。

○野澤今朝幸委員長

小林委員。

○小林始委員

分けたその細かい理由なんですけども、P点とか建築、土木、水道の部分が変わっていますよね。それは公営企業で聞いたほうがいいのか。公営企業のほうから。そういう部分が、要するに入札の実績とか経営とか、そういった一番関わる部分も当然、2月には今度変わったわけなんですけども、私はその理由を聞きたいんですけどね。その変更した理由、一番の。ただ市長、副市長に言われて何を根拠にそういうふうにしたかという。

○野澤今朝幸委員長

変更した理由、そこでの変更をお聞きしたいと。

○小林始委員

ですから8億のときには、歩切りもあったわけなんですよ。そして今度、分離したあとは2億円と6億2千万円に分離したわけなんですけども、その土量の変更もたしかにありましたけども、なぜ土量の変更と、そして経営事項とか公告の内容も変更になっていますけども、なぜそういうふうにしなければならなかったのか、菊島さんの分かる範囲の中で。いろんな部分が変わっています、変更になっています。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

最初の公告については、水道施設工事を一体的にという考えのもとに作成されておりますけれども、分離後につきましては土木工事と建築工事というふうな、要するにそういう考え方でありますので、6億円の土木工事、2億円の建築工事というふうな単独の考え方で点数のほうも作り直してあると。また最初の分離のときの目的が市内業者を優先して入札参加させたいということもありましたので、市内業者に参加できるような点数割にしてあります。よろしいでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

小林委員。

○小林始委員

私ばかりであれですけども、要するに点数の変更の、分離によって市内業者に取れるようにその点数を下げたということですね。ということはその前、これは設計の部分だと思うんですけども1月15日前はP点が何点か聞いていますか、設計の。

○菊島正博君

たぶん資料がいつていると思うんですけども、一番最初のときの公告の点数ということでよろしいですか。

○小林始委員

できればその前。そういうことは聞いていないですか。要するに一番最初の公告をする前に、10月に設計の納品を受けていると思いますけども、その時点でこれだけの大きい事業に対して、設計のほうからもいろんな指導があったと思います。指導とか助言とか提言とか、その中で1千点ということではなくて、もっとゼネコンの部分とか、もっと大きな点のP点ですね、そういった部分の助言は受けているはずだと思いますけどもどうですか。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

最初の設計コンサルタントの、このぐらいが望ましいのではないかというふうな点数につきましては、水道課のほうで公告参考資料というのを作るんですけども、その折には土木1,500点、建築1,500点、水道施設1千点だったと記憶しております。

○野澤今朝幸委員長

小林委員。

○小林始委員

以上です。

○野澤今朝幸委員長

ほかに。

渡辺委員。

○渡辺正秀委員

15日に公告をいったん出して、18日に取り止め、再公告ということですが、この協議においては私どもが考えれば、出してすぐ引っ込めるといのは大変異常なことでありまして、懸念および反対の声というはなかったかどうか、まず伺います。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

反対の声というは、要するに私自身ということですか。

○野澤今朝幸委員長

渡辺委員。

○渡辺正秀委員

反対の声というは菊島証人を含めて協議の場で、あるいは協議以外の場で関係者の反対、あるいは懸念の声というはあったのか、なかったのかそこを伺います。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

協議に参加している方については先ほど申し上げましたけれども、それ以外の人についてはこの事実は知り得ていないはずで、その時点では、要するに分離発注ができないかということと、あと市内業者を優先したいという市長の意向だということなので、特に私どもは反対をしておりません。

○野澤今朝幸委員長

渡辺委員。

○渡辺正秀委員

もう1つ伺いますが、再公告によって先ほど市内業者も含めて応札しやすいようにということでありましたけれども、この新たな設定された点数と条件ですね、その結果、市内業者というのは、応札の資格がある業者数というは何社になっているのかということをお伺いします。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

正確な件数は覚えておりません。

○野澤今朝幸委員長

中川委員。

○中川秀哉委員

ご苦労さまです。いま一度、先ほどの質問の確認をさせていただきたいと思ひます。

15日の公告以降、菊島さんが市長もしくは副市長に呼び出されたのは何日に呼び出されたかというのをもう一度お伺いいたします。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

最終的には18日の公告日なんですけれども、それ以前にも協議を行っているのですが、15日はないと思いますが、それが16日だったのか17日だったのかという記憶はございません。

○野澤今朝幸委員長

中川委員。

○中川秀哉委員

18日に呼ばれたということですが、16日か17日前に最初にその話を聞かれたということではよろしいでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

分離発注ができる、できないの判断は管財課の職員では無理ですので、その場では公営企業部の職員を交えてというふうなことです。

○野澤今朝幸委員長

中川委員。

○中川秀哉委員

それが市長の応接室という場所だったと伺いました。その席に座られた方が、かなり私も記憶によると大きな部屋だったと思います。そこには多くの方が座る場所があったと思いますが、そこが埋まっていたかどうか。もしくは記憶の中で先ほどのみの、ある程度、固まった状態での質問、相談だったのかどうか、それを確認させてください。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

管財課の職員は課長と私だけです。公営企業部の職員は1人は当然いたと思いますけれども、何人いたのかは記憶にありません。あと副市長です。

○中川秀哉委員

その場所で副市長のほうから相談という形で分離発注ができるか、できないかという相談、そしてできるということについては、どのようなふうに行われたかというのが行われたと伺いました。そのことで、その場所ですぐにこの土木と、いわゆる設計図書の変更という話になって、この2月26日に再公告するための、すでにその場で話し合われたのかどうか。もしくは、それから時間が経って18日以降、そういう話になったのかどうか、そのへんはいかがでしょう。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

公告の取り消しには当然、市長の決裁が必要ですので、18日には当然、市長も含めて分離発注ができるという結論で、では取り止めにしましょうというふうなことで18日に取り止めになったというふうに記憶しています。

○野澤今朝幸委員長

中川委員。

○中川秀哉委員

最終的に市長の決裁で取り止めということでございました。これに対して、通常、先ほど来からありますけども、この短い期間での公告取り止めということがこの短時間でできるということ自体が異常だというふうに、個人のご意見としてこれは仕方がないという部分なのか、これはおかしいなというのかどうか、そのへんはどうですか。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

個人的な意見で申し訳ございません。公告を出す前には当然、入札参加資格審査委員会を経て市長の決裁を経て公告を出しておりますので、3日後に取り下げるというのは決裁をいただいた私たち事務職員にとってみると、内心、納得いかない部分もございましたけれども、分離発注したいという意向があったので、しょうがないかなというふうな思いはございました。

以上です。

○野澤今朝幸委員長

ほかに。

はい。

○志村直毅委員

ご苦労さまです。もうしばらくお願いいたします。

まず1点目ですが、最初の発注予定価格を事前公表としています。その理由は为什么呢か。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

事前公表、事後公表につきましても入札参加資格審査委員会のほうへ提案していただいているんですけども、これを話すところちょっと長くなってしまいうんですけども、よろしいですか。

以前、笛吹市では予定価格は事前公表だったんですね。地元の業者さんが最低制限価格で応札ということで、くじ引きでの応札が多くなってきてしまいました関係で、事後公表にしようというふうなことになりました。ですが地元の業者さん以外の方について言えば、そのようなくじ引きで決まるということもないでしょうし、また予定価格が事前に公表してあったほうが応札もしていただけやすいのではないかというふうなこともございまして、という案で了承をいただいたということでございます。

○野澤今朝幸委員長

はい。

○志村直毅委員

それでは、その1月11日に公告委員会を開催されているわけですけども、その時点で要件の案を出されていて、県外、それからJVというふうな形でしたけども、その公告委員会では市内業者も応札をできるようにとかといったような、協議の中で言われたようなことが出たのか、出なかったのかお願いします。

○菊島正博君

一番最初に立ち戻るんですけども、最初のコンサルタントさんの望ましいという点数です

と市内業者は当然入れません。県内の業者も入れません。県外の業者さんがJVの頭になって、市内の業者も含めた中で行ったらどうかということで点数を下げ、市内業者もJVに参加できるというふうな形にさせて公告の案をつくっています。

以上です。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

それではその際にP点も下げられたというふうなお話しもありましたけれども、公告後に2件、問い合わせがあったと。わが社は応札に参加できるのかというふうな質問もあったというふうな、問い合わせですね、あったというふうにお聞きしましたが、その際に応札に入れるのかどうかというのは元請けで入ることなのか、それともJVの共同体の、親子関係でいうと子のほうでも親のほうでもどちらでもということなのか、そのへんについてはどのような問い合わせ内容だったのでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

市外の業者からの問い合わせでしたので、親のほうというふうになると思います。

以上です。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

それではもう1点、そのP点を最初、1千点、1千点、740点ということで土木、建築、水道ということでこれもこの公告委員会の時点で、できればそういった配慮が必要だろうというふうな中で出したわけですが、やはり分割発注をしていこうというのがあって、分割の協議に入られて取り止めをしたと、こういうことだというふうに聞いてきたわけですが、このときに土木と建築に分けてそれぞれ要件も土木1千点、それから建築が850点というふうなことになったわけですが、それぞれ分けたときに水道というのを外したというのはどんな理由なのでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

最初の一括発注につきましては、浄水場の建築ということで一体的な建築というふうな考えで水道施設の実績も求めましたし、水道施設にかかる工事の点数も求めたわけなんですけれども、分離にしましたのは土木工事と建築工事ということで、水道施設工事ということではございませんでしたので、あくまでも土木工事と建築工事というふうなことで分離をさせていただいております。

以上です。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

それからもう1点、最低参加者数が不適用ということだったわけですが、この不適用の理由は为什么呢。

○菊島正博君

どちらの入札に関してでしょうか。

○志村直毅委員

最初の一括発注、それから不調だった土木の1回目、応札された土木の2回目、建築、すべて不適用という形で公告されているので、それぞれの公告についてということでお願いします。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

入札参加数の確保につきましては、そのちょっと話が（発言内容不明）なんですけども、通常、指名競争入札ではなく一般競争入札においては、入札参加者は1社でも構わないわけなんですけども、笛吹市におきましてはなるべく5社以上の応札があるように、要するに公告のほうも早くつくりなさいというふうなことが前々からありましたので、事務の担当としましては入札に参加する、しないはともかくとして5社ぐらいの応札可能な業者があるように配慮してつくっておるわけなんですけれども、今回につきましてはJVというふうなこともありまして、実際応札してどのくらいくるのかなというふうなこともありまして、1社でも構わないだろうということで入札参加数については設けないというふうなことにさせていただいております。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

土木1回目で入札に応札者が1社あったわけなんですけども、不調となりました。2回入札されていたのか、このときは協議が整わなかったということでよろしいでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

土木工事につきましては、再度の入札について予定価格より高かったと。最初の協議は私がさせていただいたんですけれども、私では駄目だということで続いては副市長にお願いして、副市長のほうからちょっと協議のほうをしてくださいということだったんですけれども、やはり数日後に協議が整わなかったよというふうなことで伺いまして不調というふうなことにさせていただいております。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

あと少しだけ、ご協力お願いします。

それから変更の内容、設計図書の変更という風なことがあって、分割したあとにも当然、共通経費等、増額になる部分もあろうかと思っておりますけども、その2棟の建物、建築にして残りを土木というふうな、先ほどご説明もあったんですが、土量の変更について破碎岩というのが追加されています。このことについて事業課のほうから説明を受けているかということと、それ

から処理単価が2千円から1,650円に変更されていると、この点についても説明があったのかどうか、お願いします。

○野澤今朝幸委員長

菊島証人。

○菊島正博君

説明はございません。

以上です。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

では最後に1点お聞きします。

市内業者にも応札できるようにというふうなことは、3月の総務常任委員会の中でも市長からそういったお話もあり、そういう意味ではいろんな配慮をされながら進めてきたんだということが分かりましたが、そうはいっても一方であれだけの大きな施設を造るということについては、そうやって要件を下げ、あるいは拡大し、受注業者を増やしていくというふうなことの一方で、やはり工事の品質という点では管財課契約担当として心配はなかったのか、この点をお聞かせください。

○菊島正博君

工事の中身のことについてはまったく私には分かりませんので、一括発注でも分離発注でも同じものができればいいなというふうには思っておりましたけれども、心配というふうなことはしておりません。

以上です。

○野澤今朝幸委員長

よろしいでしょうか。

(はい。の声)

本当に菊島証人は誠意を持ってお答えいただきまして、長時間、本当にありがとうございました。ご苦労さまでした。

5分ばかり、休憩します。この時計で50分まで。

(休 憩)

○野澤今朝幸委員長

どうもご苦労さまです。

これより証人尋問を行います。

それでは法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員起立ください。

○雨宮茂貴君

宣誓書、良心に従って真実を述べ何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

平成26年1月23日、雨宮茂貴

○野澤今朝幸委員長

ありがとうございます。着席をお願いします。

続いて、宣誓書に署名・捺印をお願いいたします。

(署名・捺印)

これより証言を求めることとなりますが、証人は証言を求められた事項にのみお答えください。また発言の際にはその都度、委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。また、こちらから質問しているときにはお掛けいただいて結構ですが、お答えの際には起立をお願いします。

それでは尋問に入ります。

まず証人の氏名、住所を確認させていただきます。

証人の氏名は雨宮茂貴君。生年月日は [REDACTED] 住所は [REDACTED]

[REDACTED] 職業は地方公務員に相違ありませんか。

○雨宮茂貴君

相違ありません。

○野澤今朝幸委員長

それではまず私から質問させていただきますが、この間、進行は上野副委員長にお願いします。

○上野稔副委員長

では代わります。野澤委員長が尋問を行う間、私が進行を務めさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、野澤委員長の尋問を許可します。

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

事業費8億円からという御坂浄水場土木建築工事の入札は、平成25年1月15日に公告されましたが、その3日後の1月18日には取り止めということになりました。これは極めて異例なことであります。本尋問ではこの異例の取り止めがどのような経緯の中で決定されたのか、その点を明らかにすることを目的としています。

それでは尋問に入ります。

まず1番目として、あなたはこの取り止めに関わりましたか。お答えをお願いします。

○上野稔副委員長

雨宮証人。

○雨宮茂貴君

それにつきましては管財課という職務の、公告を取り止めをする担当課ですので、その協議には参加をしたと記憶しております。

○野澤今朝幸委員長

管財課のほうで協議をしたということで、管財課でも協議、雨宮証人も入ったということですが、その協議に入る前に雨宮証人のほうにこういう協議に入りたいからというような具体的な話がどなたかによってされましたか、どうですか。

○上野稔副委員長

雨宮証人。

○雨宮茂貴君

私たちから、担当からとかそういったことはありませんでした。上司からの（発言内容不明）

○野澤今朝幸委員長

具体的に上司といいますと、どなたでしょうか。

○雨宮茂貴君

記憶しているところだと、副市長さんからの協議の招集があったかと記憶しております。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

副市長からの指示があり協議に入ったということで、それ以外の取り止めの具体的な、雨宮証人のほうから、それなりの理由なりがあって取り止めすべきだというような発言をしたことはありますか。

○上野稔副委員長

雨宮証人。

○雨宮茂貴君

担当課では公告を一旦公開しておりますので、それについては（発言内容不明）できるだけ避けていきたいという気持ちです。

○野澤今朝幸委員長

先ほどのに戻らせていただきますけれども、副市長からのお話が、雨宮証人のほうに直接にその取り止めについてお話があったのか。あったとしたら、いつなのか。そして協議をしたと言いますが、いつどのような形、参加者がどんなような形で協議されたか。それについてお答えください。

○上野稔副委員長

雨宮証人。

○雨宮茂貴君

日時等については、記憶していないところです。ほかにつきましては、当然担当課も（発言内容不明）。

○野澤今朝幸委員長

水道課のほうの関係の協議の中には、入っていた方はおられますか。

○雨宮茂貴君

やはり記憶するところだと、そのへんはちょっと、現在記憶等は不明です。

○野澤今朝幸委員長

特に協議には副市長は入っていましたか。

○上野稔副委員長

雨宮証人。

○雨宮茂貴君

入っておりました。

○野澤今朝幸委員長

取り止めの経緯も雨宮証人のほうから伺ったわけですが、今回のこの取り止めについて、職務上知り得たこと、今以外のことで知り得たこと、それは庁内での情報として知り得たことはもちろんですが、市民や業者からのいろいろな取り止めに関する情報が入る可能性も

あるわけですが、そんなところで情報の中身が正しいか、正しくないかはともかく、そういう情報、あるいは問い合わせ等があったら、雨宮証人が把握している中でありましたらお答えください。

○上野稔副委員長

雨宮証人。

○雨宮茂貴君

把握している証言等はございません。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

雨宮証人もご存じのように、この間の議会での答弁等で、この取り止めの理由として、土木工事と建築工事と分離分割して期間を短縮するため、あるいは地元業者が応札しやすいようにするため、そういう理由が公に述べられているわけなんですけれど、雨宮証人が、このような理由付けに関するようなことで、1月15日以前に、公告以前に取り止めの理由として以後挙げられるようなことが、1月15日以前に雨宮証人が議論をしたり、あるいは話題にしたことが本人としてありますか。

○上野稔副委員長

雨宮証人。

○雨宮茂貴君

ございません。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

では、そのような議論が管財課、あるいは水道課のほうで、15日以前になされたということとはありますか。

○上野稔副委員長

雨宮証人。

○雨宮茂貴君

ございません。

○野澤今朝幸委員長

どうもありがとうございました。以上で、私からの尋問は終わります。

○上野稔副委員長

委員長に交代します。

○野澤今朝幸委員長（野澤今朝幸君）

私のほうで今度は進めさせていただきます。

委員さんのほうからの発言を許します。

質問を許します。

ありませんか。

志村委員。

○志村直毅委員

大変ご苦労さまです。よろしく申し上げます。

まず土木建築一括発注の取り止めということで、この取り止めに関して、先ほど経過をお聞きしたわけですが、菊島リーダーが起案をされて、その経過の中で雨宮課長として指示、アドバイスを、あるいは協議を行ったかという点についてお願いします。

○野澤今朝幸委員長

雨宮証人。

○雨宮茂貴君

公告案件につきましては、当然担当課の参考資料等を参考にしながら、担当者とこちらからアドバイスのようなものはございません。

○志村直毅委員

それでは公告、1月15日に出す時点で、1月11日に公告委員会を行っています。その際に、市内業者が応札できるようにとか、それから要件の緩和、あるいは分離分割発注が、1月11日の公告委員会で、協議の中で出てきたかどうかをお願いします。

○野澤今朝幸委員長

雨宮証人。

○雨宮茂貴君

1月11日の公告委員会につきましては、原案の中でたしかそのまま承認をいただいて、工種の限定等についての土木、それから水道工事、下水道工事ですか、そういったものについての原案と相違がある部分、P点の点数のたしか年度ですか、改正はしてあるかと思います。

要件等については、変更はしていないと記憶しています。

○志村直毅委員

地域要件とかいうことはなかったけれども、P点の年度改正があったと、このP点の年度改正については、P点の公表時期が6月とか7月とか、そういう時期に新しいものが出るということですが、それも2年とか、あるいは場合によってはその業者さんの登録してある内容の変更等で変わることもあると思うんですけれども、そのときに平成24年4月1日現在というP点の、年での要件というところから、公告委員会で、その年月を外したということに何か意味があったんでしょうか。

○雨宮茂貴君

その点については、ちょっと記憶にございません。

○志村直毅委員

もう1点、その時点で特に地域の業者さんにと、公告委員会の時点ではなかったわけですが、1月15日以降、18日の取り止めまでの間に、そのような主に3点の理由が協議の中で出てきたということについては、入札契約事務を所管する課長として、どのようにお考えになったのか、その点についてお伺いします。

要するに、1月11日の公告委員会では協議の中で、原案のとおり進めていったという中で公告をして、その後1月18日に取り止めをするまでの間に、2、3日の間に取り止めをしたんですけどもという協議をされた中の理由として、地域要件を緩和して市内の業者も応札できるようにだとか、それから分割するということになるのか、設計図書の内容変更もありましたけれども、さらには工期の短縮ということも議会の答弁等でされていたので、そういった理由がわずか3日間の間に出て取り止めをするということになったということについて、課長としては

それぞれの理由に対して、どのようにお感じになったのかということをお願いします。

○野澤今朝幸委員長

雨宮証人。

○雨宮茂貴君

先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれど、(発言内容不明) 課題等出ていることですので、担当課としてはその(発言内容不明)。

○志村直毅委員

今おっしゃられたことを、協議の中で副市長ないし、市長に対して進言をされたということはありませんか。

○雨宮茂貴君

(発言内容不明) 人がいたかは、ちょっと記憶にはないですけれども、担当課としては(発言内容不明)。

○志村直毅委員

気持ちがあったということは分かったんですけれども、それを副市長にお伝えになったんでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

雨宮証人。

○雨宮茂貴君

はっきりと口頭で伝えたかは、ちょっと記憶にございません。

○志村直毅委員

分かりました。それから分割したあとの土木の1回目ですね、入札不調ということで菊島リーダーと、協議を業者の方と行うということになったかと思うんですけれども、その際にリーダーでは駄目だということで副市長が協議をされたというように伺っていますが、その点について、課長は承知していたでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

雨宮証人。

○雨宮茂貴君

副市長が協議をされたということは存じていません。

○志村直毅委員

存じていない。はい、分かりました。

○野澤今朝幸委員長

渡辺委員。

○渡辺正秀委員

先ほど話もあったことなんですけれども、最初に担当課としては取り止めはやりたくないといったわけで、これは担当課としてはというのは、雨宮証人個人が考えただけではなくて、そのことについて担当課の職員同士が話し合った事実があったということを示していると思うんですが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

○雨宮茂貴君

そこまでは担当同士では話をしておりません。

○渡辺正秀委員

といいますと担当課としての見解、あるいは考えということではなくて、雨宮証人個人がそう考えたに過ぎないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○雨宮茂貴君

はい、よろしくお願いします。そのように。

○渡辺正秀委員

最初の入札と再入札8億の部分と、それからあと6億の土木工事の分を比較しまして、この公告の変更によって市内業者、参加資格を持った業者というのは、いくつからいくつに変わったか。まず代表構成員となる資格を持っている業者数が、最初の公告と2回目の公告でどういように変わったか教えてください。

○野澤今朝幸委員長

雨宮証人。

○雨宮茂貴君

今、その点につきましては記録等ございませんので、ちょっとお答えができない状態です。

○渡辺正秀委員

その点については1社、そのあとも1社ということで変わりはないかどうか、記憶にはございません。

○雨宮茂貴君

主というですか、親の。

○渡辺正秀委員

そうです。

○雨宮茂貴君

ちょっとそのへんははっきりと記憶がないので、申し訳ございません。

○渡辺正秀委員

その他の業者数、代表構成員だけの数も覚えていないということですから、その他の構成員の数、対象の数は覚えていないかもしれないですけど、もし覚えていたらお願いします。

○雨宮茂貴君

たしか公告、最初の土木建築のときのものにつきましては、市内業者が当然代表構成員以外という形を取っていききましたけれども、何社が対象かというのははっきり記憶にはございません。

○野澤今朝幸委員長

ほかに。

小林委員。

○小林始委員

さっきの委員長の質問の中で、この取り止めに関して関わった中で、参加したと記憶しているとさっき答えたんですけども、参加した場所と、それから誰がいたのか教えてください。

○雨宮茂貴君

場所につきましては、市の2階の応接室と記憶しています。参加している者ですけども、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれど、担当課は当然契約担当者ですので。担当課のほかにつきましては、ちょっとほかの内容等と混同している部分もありますので、ちょっと記憶が定かではないので、ほかの参加者については不明です。

○小林始委員

その不明は不明でいいんですけど、その場所でどういうふうな指示を受けたのか、要するに取り下げを下さい、取り下げをしろ、こういう部分で取り下げる理由を言ったのか、どういう理由ですか、取り下げの、取り止めの。

○雨宮茂貴君

議会等のお話でも出ていますとおり、やはり地域、地元の業者育成のためのというふうなことはすぐお話をいただいた中で、取り止め（発言内容不明）。

○小林始委員

地元、課長は地元業者の育成ということで、取り止めにしろ、そして分割発注をしると、こういうことを指示を受けたということですよ。

○雨宮茂貴君

指示といいますか、協議を、そういった協議の場が設けられたということです。

○野澤今朝幸委員長

小林委員。

○小林始委員

この1月15日公告して3日で取り止めの部分で、その前に1カ月以上かかって協議はしたと思うんだけど、その協議という話があったんですけども、公告するまでにかなり協議をして、そして公告したはずなんですけれども、その地元業者の育成のための理由、課長が今言ったのはそれだけですけども、その部分で取り止めにという部分で協議したという話ですけども、最初のP点を知っていますよね。これ、いろいろな設計からの指導とかそういった部分、1千点より違った数字だということは。

○雨宮茂貴君

それにつきましては、水道課のほうの設計で管財課のほうへということです。

○小林始委員

最初の公告する前のP点は、要するに大手ゼネコンでなければ、これは工事をできないというような、そういった考えの設計から、いろいろな部分であったと私は聞いたんですけども、1,500を1千点に下げたという、1千点、それから建築土木の1,500を1千点に下げた。そして水道の1,500、それも743点ということで、公告した後そういうことがコロコロ変わったから、今回こういった部分の百条になったと思うんですけども、さっきの話の中で、流れの中で、それも致し方ないというような答弁だと思いますけれども、担当課長として、このやはり、意見を聞いては駄目だね。また、ただその部分で、最終的にはこの8億から始まった、8億3千と、やはりこういう部分で、課長の見解くらいはいいね。課長の見解はどうですか。

○野澤今朝幸委員長

雨宮証人。

○雨宮茂貴君

これにつきましては、最初の15日の公告につきましては、当然事業担当課ですね、水道課のほうとP点等について、それぞれ制約（発言内容不明）等、記憶していますけれども、それについては協議をした中での公告、当然その後の公告委員会、それを承認していただいた点数で、公告しております。公告等の分離につきましては、先ほど言いました設計者が分離等を。

○小林始委員

はっきりあと1つその中で、課長、その中で、この1回取り下げて、分離して、それからいろいろな工事の金額等もアップしたわけなんだけれども、これが適正かどうか、一言最後お願いしたいです。

○雨宮茂貴君

はっきり適正かどうかという判断をしてもらう中で事業をやっています。

○小林始委員

執行権者が言った部分で仕方ないと、こういうことですね。

○野澤今朝幸委員長

雨宮証人。

○雨宮茂貴君

執行権者ならびに執行者等の協議の中での決定ということです。

○小林始委員

よろしいです。

○野澤今朝幸委員長

ほかに。

はい。

○上野稔副委員長

2点ほどお願いします。

最初の公告で3点セットですと、土木、建築、水道ということで3点セットでありましたけれども、分割は水道施設が削除になっていますけれど、分割と建設と土木が2つになったけれど、水道が抜けているんだけれど、そのへんの変更はどういう理由ですか。

○野澤今朝幸委員長

雨宮証人。

○雨宮茂貴君

あくまでも水道施設という形の中の3項目を満たしたP点だったわけですからけれど、分離したということで、土木単独、それから建築単独のP点を採用した。

○上野稔副委員長

最初は水道がありましたよね。P点のここだか、740くらいあったんだけれども。

その分割したのは水道施設はどこかへ消えてしまっているんだけれども、そのへんはどうなんでしょうか。

○雨宮茂貴君

細かい点数等の内容につきましては、担当者ならびに水道で原案を作っていただいていますので、どうしてなくなったのかという点につきましては、先ほどの建築土木という。

○野澤今朝幸委員長

上野委員。

○上野稔副委員長

もう1点、一般的なことで申し訳ないんですが、入札前に予定価格とか最低制限価格を知り得る人はどなたですか、教えてください。

○野澤今朝幸委員長

雨宮証人。

○雨宮茂貴君

予定価格は当然この前、委員会の説明、12月の会議でお話ししたとおり、契約担当者、市長が記載をしておりますので。

○委員長（野澤今朝幸君）

はい。

○上野稔副委員長

では、市長と契約担当職員2人ということでよろしいんですか。

○雨宮茂貴君

申し訳ございません。

予定価格ですね、今回の事前公表の場合は当然公表しますので、職員がいつて記載していただいたものを事前公表しております。

事後公表につきましては当日まで封印をされていますので、それにつきましてはほかの職員等は、私も担当職員等も分かりません。

○上野稔副委員長

そうすると封筒へ入れて、その金額は市長しか知らないということでもいいのかな。

○雨宮茂貴君

市長、それからその当時ですと、手続き的にお手伝いというんですか、そういう形で関わっていた方も一緒に、封印等について行っている方も、当然記入をするのは市長で、封印をその場でしていますので、それについては分からないと解釈しております。

○上野稔副委員長

お手伝いの方は分からないということですか。

お手伝いをした人がいるという、今のお話しですけど、その方はどなたですか。

○雨宮茂貴君

その当時、どの程度、例えば申し訳ございません。副市長、それから総務部長等は関わっていたとか、そういうことについて、いつの時点からかは市長1人でやっているという経過がございますので、今回の案件について、どの方たちまでが関わっていたということについては分からないということです。

○野澤今朝幸委員長

ないようですので、以上で雨宮茂樹君の証人喚問を終了します。

ご協力、本当にありがとうございました。

次、お願いします。

○野澤今朝幸委員長

どうもご苦労さまです。

これより、証人尋問を行います。

それでは、法律の定めるところによりまして証人に宣誓を求めます。

全員の起立を求めます。

お願いします。

○山下真弥君

宣誓、良心に従って真実を述べ何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

平成26年1月23日、山下真弥

○野澤今朝幸委員長

ありがとうございました。

続いて、宣誓書に署名・捺印をお願いします。

(署名・捺印)

これより証言を求めることとなりますが、証人は証言を求められた事項のみお答えください。

また発言の際にはその都度、委員長の許可を得て発言いただくようお願いいたします。

また、こちらから質問しているときはお掛けしたままで結構ですが、お答えの際にはご起立をお願いします。

それでは尋問に入ります。

まず証人の氏名、住所を確認させていただきます。

証人の氏名は山下真弥君。生年月日は [REDACTED] 住所は [REDACTED]

職業は地方公務員に相違ありませんか。

○山下真弥君

そのとおりです。

○野澤今朝幸委員長

ありがとうございました。

それではまず私から質問させていただきますが、この間の進行は上野副委員長にお願いします。

○上野稔副委員長

私が代わります。

野澤委員長が尋問を行う間は私が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは野澤委員長、尋問を許可します。

○野澤今朝幸委員長

事業費8億円という御坂浄水場土木建築工事の入札は、平成25年1月15日に公告されましたが、その3日後の1月18日には取り止めということになりました。これは極めて異例なことであり、本尋問ではこの異例の取り止めがどのような経緯の中で決定されたのか、その点を明らかにすることを目的としています。

それではまず第1に、山下証人はその取り止めに関わりましたか。

○上野稔副委員長

山下証人。

○山下真弥君

取り止めの決定には関わっていないと思います。ただ、後で決裁、報告を受けて決裁をしたという記憶があります。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

山下証人は、この取り止めについて、どのような経緯の中で決定されたのかご存じですか。

○上野稔副委員長

山下証人。

○山下真弥君

どこでどういう協議がされたのか、誰がその協議に参加したのか、知らないといったほうが正しいというふうに思います。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

山下証人は、この取り止めについて職務上知り得たことが何かありますか。その場合、庁内はもとより市民あるいは業者等からの情報として、これに関わること、その情報の真偽はともかくとして、正しい、正しくないはともかくとして何らかの情報を知り得ていますか。

○上野稔副委員長

山下証人。

○山下真弥君

いません。

○野澤今朝幸委員長

最後の質問に入らせていただきます。

山下証人もご存じのように、この取り止めの理由として、分離分割して期間を短縮すると。あるいは地元の業者がより多く応札しやすい。そういう状況をつくるためにこのような取り止めがあったというふうに公の場所で発言されていますけれど、このような点について、1月15日公告以前に、そのような話題あるいは議論、協議、そういうところにみずから発言したり、あるいはそういう協議を聞いたようなことはありますか。ありましたら教えてください。

○山下真弥君

15日の公告は取り止めではなくて、その公告委員会のほうに出席しているはずなので、そこでそういう議論をしたかどうかということ、今記憶にありません。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

以上で、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

○上野稔副委員長

では、バトンタッチします。

○野澤今朝幸委員長

これからは委員の皆さんの質問を受け付けますので、よろしくお願いいたします。

志村委員。

○志村直毅委員

ご苦労さまです。ご協力お願いします。

まず先ほど1月15日の公告以前においてという部分で、1月11日の公告委員会に出席をされていたというのが、その際に取り止めになった理由を議論した記憶はないということでしたが、1月11日のその公告案の説明をお聞きになって、この事業分割発注、あるいは地元業

者の参加という思いが、ご自身は至らなかつたとしても、そのときに、その公告委員会の中で、そういった指摘等はなかつたということによろしいのでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

山下証人。

○山下真弥君

その公告委員会の中での話ということですね。

記憶にないんですが、一般論としては当然そういう、地元の業者の育成ということがありますし、もう一方では当然非常に難しい大きな事業ということでもありますので、品質を確保するというので、そのバランスをどうするのかという議論は当然毎回してきたんで、そのときも当然あつたというふうに思いますが、はっきりどういう議論をしたのかは覚えていません。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

では取り止めの協議に、所管の部長が参加していないということですが、通常そういう流れで、公告委員会のあとの取り止めとか、公告内容の変更等の協議について課長は参加しても部長は参加しないということなんですか。

○野澤今朝幸委員長

協議に出ているか、出ていないかということもお答えください。

○山下真弥君

出ていないというように思います。

それが常態化していたかどうかということなんですが、極めて、めつたにない異例なこと、特に3日間のうちに取り下げということですから、異例なことであると思いますけれども、なぜそれが部長が呼ばれなかつたのかということは、私には分かりません。

○志村直毅委員

異例なことということですから、通常はあまりないということであれば、なおさらというか、それだけ異例なことではないかなということであれば、後にでも副市長に対して、協議に部長をなぜ呼ばないのかというふうな指摘をされたかどうか、お願いします。

○野澤今朝幸委員長

山下証人。

○山下真弥君

何度か、そういうその後、取り下げという自体、あるいは協議がありましたので、その都度、どこでということ覚えていませんが、副市長に対して、いったん公募したものを、頻繁に取り下げることはおかしいですねということは指摘をさせていただきました。

それに、その協議になぜ部長を呼ばないんですかということ聞いたかどうか、問い詰めたかどうかは覚えていません。

○志村直毅委員

それでは、部長として取り止めの公告を受けて決裁をされたということですが、そのときに、取り止めの理由について確認はされたでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

山下証人。

○山下真弥君

たしかその取り止めというときは、持ち回り決裁だと思うんですが、公告委員会を開いたわけではないので、そのときに一緒に分離発注のほうの決裁を一緒に持ってきて、こうなったからということで、市長、副市長と協議済みだということの報告を受けて決裁をしたというように思います。

以上です。

○志村直毅委員

ということは、取り止めの理由についてはお聞きになっていないということですか。

○山下真弥君

特にそこで、何で取り止めるのか、分離発注するのかということ聞いたかどうかは分かりませんが、覚えていませんけれども、当然そこで理由は説明を受けなければ、決裁をできませんので、担当にどういう理由だと、一般的には聞くというようにするはずですし、私もそういうことはやっていたと思います。

○志村直毅委員

それぐらいにしておきたいと思いますが、取り止めのときに次の土木と建築に分割する発注の決裁も一緒に持ってきたということでありましたけれども、その時点では公告欄のような形で、執行伺いということになるのでしょうか、どのような形でその分離分割した発注の原案を持ってきたのかご説明を。

○山下真弥君

そこで、普通であれば委員会は開いて、どういう内容で分離発注をするのかという議論があることが然るべき、正しいやり方だというように思いますけれども、すでにそれは市長、副市長のほうで決まっているものだという報告を受けたというように思います。

以上です。

○志村直毅委員

通常であれば公告委員会を開いて、また分割した新たな公告案を検討するのが、通常の方法だとお感じになったけれども、市長、副市長と協議済みであるということから、特にその点については、公告委員会を開いたほうがいいのではないかということは、ご指摘にはならなかったということですか。

○野澤今朝幸委員長

山下証人。

○山下真弥君

そういうことを思ったかもしれませんが、指摘をしたということは覚えていません。
以上です。

○志村直毅委員

最後ですけれども、市長就任されてわずかな期間でこういった大きな事業の発注ををしなければならぬということで、入札発注に関しても、予定価格あるいは最低制限価格というものをつくっていかなければならないというような大変なご苦労があったかと思うんですが、その際に先ほどお聞きした、前にお聞きした中では、市長が通常ですと予定価格をつくって封印して渡すということを作業としてするんだということですが、最初のうちはそのお手伝いを副市長、あるいは総務部長がしていたというふうにお聞きしていますので、この事業を取り止

めになったこの事業の最初の公告ですね、1月11日に公告委員会をされた、そのときに、そういうお手伝いをそのときもされていたのかどうかお願いします。

○野澤今朝幸委員長

山下証人。

○山下真弥君

先ほどもふれましたけれども、最初の公告の段階では、委員会で決めて公告をしたと。その取り止め等、その後の分離発注については異常な事態だなというように思いましたけれども、事業部局と、それから管財課と、あと市長と副市長がいたのかどうか。市長がいたのかどうか分かりませんが、副市長を中心にそのあたりで協議をして、これでいくということが決まったあとの報告、決裁だったものですから、私のほうとしてはお手伝いはしておりません。以上です。

○志村直毅委員

ありがとうございます。

お手伝いをされていたというのが、具体的にどの時点までだったんでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

山下証人。

○山下真弥君

記憶にありません。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

なかなか記憶をたどるのは大変だと思うんですけども、総務部長でいらっしゃった3月末までの間まで続いていたのか、あるいは年明け1月ないし2月で、もうお手伝いはしなくなったのか、そのくらいはいかがでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

山下証人。

○山下真弥君

市長のほうは、11月就任ですから、その年内のほうについては当然、一般論も含めて、個別事項について、レクチャーも含めてやってきた記憶はあります。

ただ、その後、副市長さんが決まって、副市長さんを中心にこういう決裁、入札関係の物ごとが進んでいくようになってからは呼ばれないことが多くなってきましたので、たぶん副市長さんが来てからはやっていないのではないかな、必要がなくなったんじゃないかなというように思います。

○志村直毅委員

以上です。

ありがとうございました。

○野澤今朝幸委員長

小林委員。

○小林始委員

確認の意味ですけども、いいですか。

1月11日の委員会には、そこへ出席して関わった。しかしながら1月11日、それからその前の年の部分も、当然ながら関わったんだけど、新しい副市長が就任してからは必要がなくなったのか。それから関わっていないというようなことの中で1月15日、2月26日、それまでこの今回の百条に関わる部分の入札の決裁は、部長が在任期間中はやったと思いますけれども、今までの山下部長の前までの2人の証人の中では、協議したという文言があったんですけども、協議というから当然、そのときの総務、管財の最高責任者ね、当然その部長もそれを含んでいるのかと私も理解していましたが、必要がなくなったのかという、今、部長本人の言葉ですけれども、それ以後は決裁だけで一切、公告委員会には出席していなかったということですよ。

○山下真弥君

公告委員会は、私はメンバーですので当然公告委員会には出ているはずですが、メンバーとして。

副市長さんが来る前までは、僕が副市長代理ということで公告委員会の責任者を代理でやっていました。以上です。

○野澤今朝幸委員長

小林委員。

○小林始委員

だから副市長が来てからの話です。

公告委員会へ参加していなかったという、よろしいですよ。

○山下真弥君

それは言っておりません。公告委員会には出席しております。

この公告委員会以外のところでの協議には、参加をしなくなったというか、呼ばれなかったということです。

○野澤今朝幸委員長

いいですね。

○小林始委員

分かりました。

いずれにしてもこの変更に関して、今回のこの百条の、この今日の変更に関しては、協議の中へは部長は入っていなかったということで、通常考えるとかなり異常な事態だと私は思っております。ありがとうございました。

○野澤今朝幸委員長

渡辺委員。

○渡辺正秀委員

再確認ですけれども、公告委員会は原則として開かれなければおかしいわけで、開かれていたけれども、この件について、この再公告に関しては公告委員会が開かれていなかったというふうに理解しているということですか。どうでしょう。

○野澤今朝幸委員長

山下証人。

○山下真弥君

分離発注のための公告委員会は開かれなかったというように、記憶しております。

○野澤今朝幸委員長

小林委員。

○小林始委員

部長、この百条に関する事なんですけれども、市長への手紙ってありますよね。この入札に関する部分でという話を聞いたんですけれども、時の総務部長ですので、そういったあれがあったのかどうなのかということと、それから市長への手紙の扱いということをちょっと教えてください。

○山下真弥君

市長への手紙というのは、ホームページ上でも分かって、市民の皆さんにも周知しているんですが、市長さんへ手紙を出して質問・意見等々を受け付けるシステム。できる限り1週間以内でお答えをします。電話なり手紙なり訪問なりホームページで、メールでとか返事をするというシステム。担当は、秘書のところになります。

ここで受け付けたものについては当然市長の手紙として保存され、どういう回答をしたのかということが残っているというように思います。

小林委員さんが言われている市長への手紙というのが、この手紙のことなのかどうかは定かではありませんけれども、そのほかに市長さんのところへ直接手紙が来る場合があります。これについては記名の場合もあるし、無記名の場合も当然ございます。支所のほうで取り扱わないで、事業部局のほうで取り扱って意見として聞く場合もあります。この場合は、いわゆる市で言っている市長への手紙には入らないというように考えています。

以上です。

○小林始委員

部長の在任期間中の中で、ちょっとそういう問い合わせを私、聞いたんですけれども、3月ですけれども、それはあったかどうか確認します。

○野澤今朝幸委員長

山下証人。

○山下真弥君

記憶は定かではないんですが、入札の関係で市長さんからこういうものが来ているから協議をしてくれということでもらって、関係者を集めた記憶がございます。

中身はよく覚えておりません。

○小林始委員

当然あれですよ。市長から言われて協議、何人か集めて部長がね、部長の権限の立場の中で協議をしたということだから、どういうメールなのか、直接市長なのか、秘書課なのかよく分からないんですけれども、それが当然そこまで部長が協議したということですから、当然それは公文書として残っていますよね。

○山下真弥君

残っているか、残っていないかというのは、秘書課のほうの市長への手紙のシステムに入れば当然残っていると思います。ただ今回の場合は、この場合はそちらにまわした記憶がないんですね。相手が無記名での手紙だったものですから、返事の出しようがないということになりますから、協議をして、協議結果を当然そこで市長さんに報告して終わるんですが、それを参考にして、その次の事業にどのように反映したかというのは、ちょっとそれについての記憶が

ありません。

○小林始委員

これで終わりますけれども、とにかくそういった入札に関わるこの文書があったということは確認ができたんですけれども、部長の在任の間ね、3月の中で。あとはその今どういう格好であるかどうかは、またどこかの部分で確認をしたいと思っておりますけれども、委員長また。ありがとうございました。

○野澤今朝幸委員長

ほかにごありますか。

よろしいですか。

(な し)

では、以上で山下真弥君の証人喚問を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

(休 憩)

○野澤今朝幸委員長

これより、証人尋問を行います。

それでは法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員の起立を求めます。

お願いします。

○志村一仁君

宣誓書、良心に従って真実を述べ何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

平成26年1月23日、志村一仁

○野澤今朝幸委員長

ありがとうございました。

着席してください。

続いて、宣誓書に署名・捺印をお願いします。

(署名・捺印)

これより証言を求めることになりますが、証人は証言を求められた事項のみお答えください。

また発言の際にはその都度、委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。

また、こちらから質問しているときにはお掛けいただいても結構ですが、お答えの際にはご起立をお願いします。

それでは尋問に入ります。

まず証人の氏名、住所を確認させていただきます。

証人の氏名は、志村一仁君。生年月日は [REDACTED] 住所は [REDACTED]

[REDACTED] 職業は地方公務員に相違ありませんか。

○志村一仁君

はい。間違いありません。

○野澤今朝幸委員長

ありがとうございました。

それではまず私から質問させていただきますが、この間の進行は上野副委員長にお願いします。

○上野稔副委員長

野澤委員長が尋問を行う間は私が進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは野澤委員長の尋問を許可します。

○野澤今朝幸委員長

事業費8億円という御坂浄水場土木建築工事の入札は、平成25年1月15日に公告されましたが、その3日後の1月18日には取り止めということになりました。これは極めて異例なことです。本尋問ではこの異例の取り止めがどのような経緯の中で決定されたのか、その点を明らかにすることを目的としています。よろしく願いいたします。

それではまず1問目として、あなたは今お話ししたこの取り止めに関わっていましたか、いませんか。

○上野稔副委員長

志村証人。

○志村一仁君

関わっていたか、いないかというのはどういった意味での関わりをお答えすればよろしいのでしょうか。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

つまり書類、事務上であろうが、ある権限を有して関わっていようが、あらゆる意味で、この取り止めということに対して関わっているかということですけど。

○上野稔副委員長

志村証人。

○志村一仁君

そういう意味合いであると、関わっていたということになります。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員

具体的にはどのような形で関わったか、その点について証言してください。

○上野稔副委員長

志村証人。

○志村一仁君

事務執行上、私が担当をしていましたので、書類作成からひととおりの執行伺い等、すべての書類は私が原案を作り、あとは上司の決裁を受けて執行していたので、そういう意味での関わりです。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

取り止めに関しては、関わっていたかどうかということをお聞きしたいです。

○上野稔副委員長

志村証人。

○志村一仁君

取り止めに関しては関わってはいません。

○上野稔副委員長

野澤委員長。

○野澤今朝幸委員長

志村証人が知る範囲でももちろん結構ですけれども、その取り止めについて、どのような経緯で、3日間の間に取り止めということになりましたけれども、どのような経緯で取り止めになったかということについて知り得ていることはありますか。

○上野稔副委員長

志村証人。

○志村一仁君

どのような経緯で取り止めになったかというのは、記憶に定かではございませんけれども、基本的にこちら側から取り止めとかという申し出はおそらくあり得ませんので、市長なり副市長なり、上のほうから取り止めという案が出たと記憶しています。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

今の記憶というのは実際そういう話を聞いたのか、それとも一般的にこういうことは、そういうふうに想定される、考えられるということですか。実際にその3日間のうちに、何らかの情報を志村証人が得たのか、そうでなくて一般的に、今言ったようなことが考えられるということですか。どちらでしょうか。

○上野稔副委員長

志村証人。

○志村一仁君

取り止めになった時点で、取り止めになる前ですね、設計書を分けられるかどうかという話が始まりました。あとそういった意味で、だから一般的ではありません。一応、そういう話がありました。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

この取り止め全般についての質問になりますけれども、庁内でとか、あるいは市民から、あるいは業者から、この取り止めについて何らかの情報等が、志村証人のほうに直接届いているか、その点についてお答えください。

○上野稔副委員長

志村証人。

○志村一仁君

それに関しては、直接は一切何も耳にはしておりませんので一切ありません。

○野澤今朝幸委員長

ありがとうございました。

以上で、私からの尋問は終わります。

申し訳ありません。もう1点、お伺いします。

この取り止めの理由については、公になっているところでは分離分割して期間を短くする。あるいは分離分割することによって、地元の業者が応札しやすくすると、このような理由が公になっていますけれど、この理由が1月15日の公告前に、このような議論、とりわけ現場のほうとして、こういう議論をした覚えがあるか、あるいは話題にあがったような覚えが、そのへんについて、もしご存じでしたら具体的にお答えください。

○上野稔副委員長

志村証人。

○志村一仁君

15日以前ということですか。15日以前に分離分割という話はありません。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

話題にあがったというようなこともありませんか。

○上野稔副委員長

志村証人。

○志村一仁君

私の記憶の中ではありません。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

以上で、私からの尋問は終わります。

○上野稔副委員長

バトンタッチします。

○野澤今朝幸委員長

続いて、委員の皆さんからの質問をお願いします。

中川委員。

○中川秀哉委員

ご苦労さまでございます。

先ほど取り止めの記憶ということで、上司という話をされた中で、特にご自身が関わった部分ということは、設計書類等での分離という形の話があったと伺いましたけれども、これはいつ、どなたからそういう話が出たのかお聞かせください。

○志村一仁君

誰からというのは、おそらくの記憶でしかないのですが、16日に設計書を分離分割というような話はたしかあったと記憶しています。ただ、誰からという記憶は、課長からあったのか、部長からあったのか、そのさらに直接副市長あたりからあったか、ちょっとそのへんの記憶は曖昧で、はっきりしたことは言えません。

○野澤今朝幸委員長

よろしいですか。

志村委員。

○志村直毅委員

ご苦労さまです。ご協力お願いします。

1月18日の取り止めの決裁を管財課のほうで持ち回りで取られたということで、先ほどこの前にお聞きしたんですけれども、そのときに分割した公告案も準備をして、市長、副市長も協議済みであるというふうなことで、総務部長が決裁印を押したというふうなことをお聞きしました。この16日にそういうお話があって、1日、2日でそういった分割の案というのは作れるものでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

志村証人。

○志村一仁君

設計書の中身を分けるだけなのです。それで、分けて経費等の積み上げの計算を再度かけるだけなので、設計書自体はそれほど、金額の積み上げだけなので、それほど時間はかからないのでできると思います。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

ありがとうございます。

それから、この前の証人の方に、公告案で1月11日の公告委員会で公告案を検討された際に1千点、1千点、740点ということで、土木、建築、水道のそれぞれのP点の設定をされたということだったんですが、それ以前には1,500点、1,500点、1千点という原案というか、協議の公告委員会に出す前の協議の中ではそのくらいの想定だったというようなことですが、こういう場合にはどの程度のレベルの業者を想定されていたのかということと、それからそういった高得点のP点の設定というのは、設計業者さんのほうからのアドバイスによるものなのかどうかということをお伺いします。

○野澤今朝幸委員長

志村証人。

○志村一仁君

まず最初の質問で、1,500、1,500の1千点というレベルの業者となりますと、基本的には一般的に大手ゼネコン、もしくは中堅のゼネコンになります。その点数についても、当然うちのほうで全部承知しているわけではなくて、コンサルからアドバイスをいただいて、最初の発注予定ではうちのほうの現課の原案ではゼネコンのほうへ発注するつもりで、設計書の点数を付けました。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

そうしますとそれが公告の段階では1千点、1千点の740点ということになって、取り止めをすぐされて、分割の協議をされて、その間に理由としては工期の短縮ですとか、地元の業

者が応札しやすくするためといったふうなことが、議会の答弁でも市長などからあったわけですが、担当課としてはそもそもそういう最初の一括発注の想定から考えても、そういうように分割していくことで、工事の品質自体に心配があるのではないかというようなことが考えられるわけですが、その協議の中ではそういったことは出されたのでしょうか。あるいは、そういった意見がどこからかあったりしたことはあるのでしょうか。

○志村一仁君

品質という意味合いでは、たしかに現課としては心配はありました。担当としては心外であるところはあったんですけども、地元の業者育成という上のほうの考え方がありましたので、それに一応従う格好で、点数についても1,500、1,500、1千では県内はどこも入れませんので、1千、1千、740という形にしたと思います。

○志村直毅委員

ありがとうございました。

あと今度は再公告のときに分割をされて、そして建物2棟については建築、それから残りのものは土木ということで発注を再度、再公告がされているわけですが、その際に要件をまた変更しています。土木についてはP点は土木一式1千点以上、それから建築についてはどちらもJVですけども、元請で5千万円以上実績でP点850点以上、それぞれ変更したんですが、そのときに水道のP点がなくなったわけですが、これについてはどんな理由だったのでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

志村証人。

○志村一仁君

その点数についての原案をうちのほうで作るんですが、その時点では管財課との相談の中で、たしか管財課のほうで、建築と土木に分けられる水道施設一体のものではなくなるので、点数を外すよというような話の中で外した記憶があります。

○志村直毅委員

あと2点ほどお聞きします。

変更してから、その理由の中で土量の変更というのと破碎岩の追加、処理単価変更というようなことがあったんですけども、これについては、特に管財課のほうでは説明を受けていないということだったんですが、担当課として土量を変更されたり、新たに破碎岩が追加されたり、処理単価が2千円から1,550円に変更になっているということについては、設計業者さんにご相談をされたりとか、課の中で協議をされたりとか考えられるわけですが、その点についてはどのような形でそういった追加、あるいは変更が行われたのでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

志村証人。

○志村一仁君

取り止めてから次に出すまでに1月ちょっと期間がたしかあったと思うんですが、一次造成がもうすでに始まってしまっていて、その中で工事を進めていく中で岩が出てきたりですとか、土量が当初の見込みより、だいぶ違っていたりとかという点が出たので、設計書の中で間に合うので変更をして、当初間に合わなければ変更契約でというつもりではいたんですが、設計に間に合うので変更をして出すという形で処理をしました。

○志村直毅委員

ありがとうございます。

最後に1点お聞きしますけれども、この土木と建築に分けて、それぞれそういった変更を行って、2月26日に出されたわけですが、その後、1回目は不調で、土木の1回目が不調で、2回目を4月ですから、志村さんが異動されてからということになりますけれども、2回目のときにはまたやり直しをして、ちょっと内容的にも変わっているんですが、そのときに公告、再公告をするときに内容を変更することについて、その時点の担当者、あるいは事業課から相談等ありましたか。

○野澤今朝幸委員長

志村証人。

○志村一仁君

特にあったという記憶をしていませんので、なかったと思います。

○志村直毅委員

ありがとうございました。

○野澤今朝幸委員長

ほかに質問はありますか。

はい。

○上野稔副委員長

最初から分離分割をするときには設計書を、再度設計会社にこれはお願いしたんですか。

○野澤今朝幸委員長

志村証人。

○志村一仁君

設計会社のほうにお願いをしました。

○上野稔副委員長

当然そのときには今まで1,500が1千点になったという部分で、設計会社から何かアドバイスメたいなものはありましたか。

○志村一仁君

分離分割するときは本当に設計書を分けるだけだったので、特にそういった相談もアドバイスもありませんでした。

○上野稔副委員長

最初は1,500点だったものを1千点にするというそういう部分で、担当課から設計会社に相談したとか、そういうこともないですか。

○野澤今朝幸委員長

志村証人。

○志村一仁君

特にはありません。

○野澤今朝幸委員長

ほかに。

小林委員。

○小林始委員

ちょっと重なる部分もあると思いますけれども、品質に問題があるというような、志村さんのほうからお答えがあったんですけれども、当初1,500から1千点の部分で、それから水道の部分とか、いろいろな変更があったようなんですけれども、その心配がある部分で、その後、志村さんは4月から異動をしたんですけれども、その後心配があるという部分で、何か工事に関しての何か問題点とか何かお聞きしていますか。

○野澤今朝幸委員長

志村証人。

○志村一仁君

異動してからは特に、そういった相談とか話とかは聞いたことはありません。

○委員長（野澤今朝幸君）

はい。

○上野稔副委員長

1月15日の公告のときに、JVとかCPO点、実績要件、経営事項の原案はどんな理由で、どこが作成したのか教えてください。

○野澤今朝幸委員長

志村証人。

○志村一仁君

15日ですよ。

○上野稔副委員長

1月15日。

○志村一仁君

15日だから最初の公告ですね。最初の公告については、地域要件等は管財課のほうで、管財課とうちでおそらく点数、地域要件等は相談した結果、そこでやったと記憶していますが。

○上野稔副委員長

そのほかの例えば実績要件とか経営事項というのは、そのへんはどうですか。

○野澤今朝幸委員長

志村証人。

○志村一仁君

実績要件と経営事項については、基本的には管財課のほうへお任せしている形が今まで多いですし、たぶんそれも管財課のほうへお任せしたと思います。

○野澤今朝幸委員長

ほかによろしいでしょうか。

(な し)

以上で、志村一仁君の証人喚問を終了します。

本当にご協力ありがとうございました。

○野澤今朝幸委員長

これより証人喚問を行います。

それでは、法律の定めるところにより証人に宣誓を求めます。

全員の起立を求めます。

○小菅秀樹君

宣誓書、良心に従って真実を述べ何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。
平成26年1月23日、小菅秀樹

○野澤今朝幸委員長

ありがとうございました。

続いて、宣誓書に署名・捺印をお願いします。

(署名・捺印)

これより証言を求めることとなりますが、証人は証言を求められた事項にのみお答えください。

また発言の際にはその都度、委員長の許可を得て発言するようお願いいたします。

またこれから質問しているときにはお掛けいただいて結構ですが、お答えの際には、すみませんけれどご起立をお願いします。

それでは、尋問に入ります。

まず証人の氏名、住所を確認させていただきます。

証人の氏名は小菅秀樹君。生年月日は [REDACTED] 住所は [REDACTED]
[REDACTED] 職業は地方公務員に相違ありませんか。

○小菅秀樹君

相違ありません。

○野澤今朝幸委員長

ありがとうございます。

それではまず私から質問をさせていただきますので、この間、進行は上野副委員長にお願いいたします。

○上野稔副委員長

それでは野澤委員長が尋問を行う間、私が進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、野澤委員長の尋問をいたします。

○野澤今朝幸委員長

事業費8億円という御坂浄水場土木建築工事の入札は、平成25年1月15日に公告されましたが、その3日後の1月18日には取り止めということになりました。これは極めて異例なことです。本尋問では、この異例の取り止めがどのような経過の中で決定されたのか、その点を明らかにすることを目的としています。

続いて、質問に入ります。

小菅証人は、この取り止めに関わりましたか。

○上野稔副委員長

小菅証人。

○小菅秀樹君

関わっておりません。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

例えば、設計書の分割というような点についても関わっていませんか。

○上野稔副委員長

小菅証人。

○小菅秀樹君

関わっておりません。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

では小菅証人は、この取り止めについて、どのような形でこの取り止めが決定されたか、その経緯等について、ご存じですか。その点について伺います。

○上野稔副委員長

小菅証人。

○小菅秀樹君

それについても存じておりません。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

小菅証人が、この取り止めについて職務上、知り得た情報、それは庁内での情報、あるいは市民、業者からの情報、この取り止めについての情報、それは情報の内容の真偽は問いませんので、何でも結構ですので、その得た情報がありましたらお答えください。

○上野稔副委員長

小菅証人。

○小菅秀樹君

それについては、志村リーダーから情報といたしますか、取り止めになったという事実だけは聞いております。

それ以外は何も聞いておりません。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

取り止めになった事実は聞いたということですが、そのへんの理由等について聞かれましたか。

○上野稔副委員長

小菅証人。

○小菅秀樹君

理由等は聞いておりません。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

最後の質問をさせていただきます。

この取り止めの理由として、土木工事と建築工事に分離分割して工期を短くする、短縮する

というような理由。あるいは地元業者が少しでも応札しやすくする、このような理由が公に理由として挙げられていますが、このようなことについて、1月15日の入札公告以前に担当として議論したか、あるいは話題に上らせたことがあるか。および、そのような議論、話題にされていたようなことを聞いたかどうか、この点についてお答えください。

○上野稔副委員長

小菅証人。

○小菅秀樹君

私本人は担当となっておりませんでしたので、その議論も受けてはおりません。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

確認ですが、聞いてもいないですか。周りでそのような議論が1月15日以前にあったかということについて。

○上野稔副委員長

小菅証人。

○小菅秀樹君

それについても聞いておりません。

○野澤今朝幸委員長

どうも、ありがとうございました。

私からの質問は以上で終わります。

○上野稔副委員長

では委員長に交代します。

○野澤今朝幸委員長

では委員の皆さんからの質問をお願いします。

志村委員。

○志村直毅委員

ご苦労さまです。ご協力お願いします。

私のほうからは主に2点だけにします。

小菅さんの水道課での業務として、この件に関わることはないというふうな、基本的でないというふうなことだとお聞きしました。

差し支えなければ、当時されていた業務、それからこのことについてはリーダーから結果を聞くぐらいということでしたので、もう入札等の書類を作成したり起案したりということは、志村リーダーのほうでされていたということで、それ以外の部分でもまったく関わることはないということで、よろしいですか。

○野澤今朝幸委員長

小菅証人。

○小菅秀樹君

私の業務といたしましては主に管路のほうの業務で、しかもその当時は石和、一宮、春日居のほうの管路の担当をしておりましたので、浄水場に関しましてはすべて志村リーダーのほうに任せて、私は担当しておりませんでした。

以上です。

○野澤今朝幸委員長
志村委員。

○志村直毅委員
ありがとうございます。
ではもう1点。

この件で市長、または副市長が水道課に来訪したというふうなことはあったかどうか、記憶はあるでしょうか。

○野澤今朝幸委員長
小菅証人。

○小菅秀樹君
そのようなことは記憶にございません。

○志村直毅委員
では議員が来たというふうなことはあったでしょうか。

○野澤今朝幸委員長
小菅証人。

○小菅秀樹君
議員さんにおいても来庁された記憶はございません。

○志村直毅委員
業者が来たということはあるでしょうか。

○野澤今朝幸委員長
小菅証人。

○小菅秀樹君
それについても記憶にございません。

○志村直毅委員
ありがとうございました。
以上です。

○野澤今朝幸委員長
ほかに。
中川委員。

○中川秀哉委員
ご苦労さまです。
先ほど委員長の質問の中で、情報を知り得たのが志村リーダーより取り止めの情報を聞いたということで、分かりうる範囲でいつどちらで聞かれたか。

○野澤今朝幸委員長
小菅証人。

○小菅秀樹君
いつというのは覚えておりませんが、書類のほうがまわったときに聞いたということです。

○野澤今朝幸委員長
中川委員。

○中川秀哉委員

あと2月、また最終的に動くまで4月ということで、志村リーダーの仕事が代わったあとの公告が変更になっているわけですが、そのあとの担当では一切、リーダーは関わっていないですか。

○野澤今朝幸委員長

小菅証人。

○小菅秀樹君

私は関わっておりません。

○中川秀哉委員

ありがとうございました。

○上野稔副委員長

ちょっと一般的な話ですが、公告をして3日後に取り止めというのは、やっぱり異常事態だと私は思っていますが、当課の職員として、そのへんはどのように感じていらっしゃいますか。

○野澤今朝幸委員長

小菅証人。

○小菅秀樹君

異常とは思いますが、事務的なことについて全部任せておいたので、個人的にはそういうふうには思いましたけれども、それだけです。

○野澤今朝幸委員長

ほかに。

(な し)

以上をもちまして、小菅秀樹君の証人喚問を終了いたします。

ありがとうございました。

○野澤今朝幸委員長

これより証人尋問を行います。

それでは法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員のご起立をお願いします。

○有賀滋一君

宣誓書、良心に従って真実を述べ何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

平成26年1月23日、有賀滋一

○野澤今朝幸委員長

ありがとうございました。

続いて、宣誓書に署名・捺印をお願いします。

(署名・捺印)

それではこれより証言を求めることとなりますが、証人は証言を求められた事項にのみ、お答えください。

また発言の際にはその都度、委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。

また、こちらから質問しているときにはお掛けいただいても結構ですが、お答えの際には、すみませんが起立をお願いします。

それでは、尋問に入ります。

まず、証人の氏名・住所を確認させていただきます。

証人の氏名は有賀滋一君。生年月日は [REDACTED] 住所は [REDACTED]

[REDACTED] 職業は地方公務員に相違ありませんか。

はい、有賀さん。

○有賀滋一君

相違ありません。

○野澤今朝幸委員長

それではまず私から質問をさせていただきますが、その間の進行は上野副委員長にお願いいたします。

○上野稔副委員長

それでは、野澤委員長が尋問する間は私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは野澤委員長の許可をいたします。

○野澤今朝幸委員長

事業費8億円という御坂浄水場土木建築工事の入札は、平成25年1月15日に公告されましたが、その3日後の1月18日には取り止めということになりました。これは極めて異例なことであり、本尋問ではこの異例の取り止めがどのような経緯の中で決定されたのか、その点を明らかにすることを目的としています。よろしくお願いいたします。

それでは質問の1つ目に入りますが、有賀証人はこの取り止めに関わりましたか。この点について伺います。

○上野稔副委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

関わりました。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

その関わった関わり方の具体的なことについて、証言をお願いします。

○上野稔副委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

土木建築工事で発注しておりましたが、土木と建築に分割できないかということで話があり、協議を行いました。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

今、分割の話が有賀証人のほうにあったということですが、それがいつ誰からどのような形でそのようなお話があったか、お願いします。

○上野稔副委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

いつかということはちょっと記憶が、日がうろ覚えになっておりますが16日だと思います。
それで呼び出しを受けまして、協議をするということでいたしております。

○野澤今朝幸委員長

その協議には、どのようなメンバーが入って協議しましたか。

○上野稔副委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

副市長、私、志村リーダー、管財課の雨宮課長、菊島リーダーだと思います。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

そこでの協議ですが、その問題提起をなされたのはどなたでしょうか。

○上野稔副委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

副市長です。

○野澤今朝幸委員長

ありがとうございました。

では次の質問に入らせていただきます。

もうすでに今、その取り止めの決定がどのような形でということはかなり詳しくしましたけれど、有賀証人がこの取り止めについて職務上、知り得た、今、証言なされたこと以外で知り得た情報、これは庁内、あるいは市民から業者から、その情報の中身の真偽は問いませんので、何らかの情報を得ているかどうか。得ているとしたら、具体的にどのような情報か、お願いします。

○上野稔副委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

得ていません。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

最後の質問をさせていただきます。

この取り止めの理由として、有賀証人もご存じのように土木工事と建築工事に分離分割することによって期間を短縮するというような理由、あるいは地元の業者が応札しやすいというような理由が挙がっていますが、このような理由等について、つまり入札の全体をどのような形でしていくかというような点、理由についても1月15日の公告以前にそのような、こういう形でやったほうがいいんじゃないかというような議論、あるいは話題があがったかどうか。また、有賀証人自身がそういう問題提起をしたかどうか、この点についての発言を。

○上野稔副委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

前段の部分をもう一度よろしいですか。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

つまり取り止めになった理由ですね。15日に取り止めになった理由が分離分割ということで、期限の短縮とか、あるいは地元の業者への発注というような理由が挙がっていますが、こういうことについて、15日以前にそういう問題意識があった上での議論とか話題が実際にあったかどうか。有賀証人自身もそういう発言をしているかどうか、この点について。

○上野稔副委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

それはありませんでした。

○野澤今朝幸委員長

以上で私からの質問は終わります。

○上野稔副委員長

それでは委員長に代わります。

○野澤今朝幸委員長

では委員の皆さんからの質問を受けます。

渡辺委員。

○渡辺正秀委員

ご苦労さまです。

質問します。

3つの、要するに1月15日分の公告、それから取り止め、それから再公告、これに関して、再公告は土木の関係の再公告で結構です。この3つについて公告委員会はいつ行われて、そしてそのときの責任者は誰だったのか、お聞きします。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

公告委員会の日付については、1月11日以外は、ちょっとそれ以後の再公告の日はちょっと覚えていません。

責任者は、公告委員会の会長は副市長です。

○渡辺正秀委員

3回とも、すでにそのときは全部、副市長だったということで、よろしいですね。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

公告委員会の会長は副市長です。

○野澤今朝幸委員長
渡辺委員。

○渡辺正秀委員
取り止めに關しては、公告委員会は行われていなかったのではありませんか。

○野澤今朝幸委員長
有賀証人。

○有賀滋一君
取り止めは、公告委員会は行われておりません。

○渡辺正秀委員
みずから公告委員会をやって、それからわずか3日で取り止めたということについて、大変心外な点もあったかと思うんですけども、課として、あるいは有賀証人として持った印象というのは、危惧、あるいは反対の気持ちというものはあったでしょうか。

○野澤今朝幸委員長
有賀証人。

○有賀滋一君
当初の公告どおりに執行されれば良いと思っていました。

○野澤今朝幸委員長
渡辺委員。

○渡辺正秀委員
それについて、協議の場で有賀証人、あるいはその他の人たちから、そうした危惧、あるいは反対の意見というものは、その協議の場、あるいは個人的に副市長から、それが出されたわけですけど、副市長に対してその気持ちを伝えたということは、証人自身あるいはほかの人たちも協議の場に参加した別の人たちからも、そういう声があったかどうか、お伺いします。

○野澤今朝幸委員長
有賀証人。

○有賀滋一君
当然、現課としては公告内容どおりにしていただきたいということでしたが、分離するというようなことで協議が成立したという状況です。

○渡辺正秀委員
その点で意見を述べたということは分かりました。
次に最初の1月15日分の公告、それから土木に関する再公告、説明によりますと1つの理由として、市内業者あるいは地元業者も広く参加できるようにということでございましたけれども、最初の1月15日分と、それから再公告の内容に關しまして、この応札のJVですけども、代表構成員となる得る業者の数は、15日分の公告では市内業者何社か。それから再公告について、広まったのかどうなのか。何社なのかということをお伺いします。
まず代表構成員に關してです。

○野澤今朝幸委員長
有賀証人。

○有賀滋一君
15日の公告と、そのあとの再公告では条件が違っていたというふうに記憶しております。

○渡辺正秀委員

その条件で応札は条件を満たす企業数、市内でそれぞれ何社だったか。
代表構成員です。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

代表構成員、市内にはなかったと思いますが・・・。
あとの再公告に関しては、ちょっと・・・。

○野澤今朝幸委員長

渡辺委員。

○渡辺正秀委員

以上で終わります。

○中川秀哉委員

ご苦労さまです。

先ほどの委員長の質問の中で、副市長から呼び出しがあって、担当の形で打ち合わせ協議は
されたというようなお話でした。

これについて、お伺いします。

この具体的な指示というか、どういう内容で協議の話がなされたのでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

土木と建築で分離して工事を発注できるかということでした。

○野澤今朝幸委員長

中川委員。

○中川秀哉委員

これについて、この協議の中で先に進められたという考えでしょうか。もしくは、これにつ
いて、どなたかに相談、もしくはお伺いをたてたことはありますでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

教育総務の稲垣さんが建築に関して良く知っているということで、土木建築に分離するこ
とができるかということで確認にいきました。

○中川秀哉委員

その教育総務の稲垣さんができるという判断を下したということでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

判断につきましては、協議の中で判断しました。

○中川秀哉委員

極めて、実務レベルでの打ち合わせというふうな解釈に持てるんですが、ここにはいわゆる

部局長は参加されていなかったということですか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

最終的には公営企業部長が参加しておりました。

○野澤今朝幸委員長

中川委員。

○中川秀哉委員

いつの段階でしょうか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

18日です。

○野澤今朝幸委員長

中川委員。

○中川秀哉委員

大きな金額の部分は分離分割という形で、内容的にはそのあとにもあったように、地元の業者へというような話もあったようでございますが、これについて極めて異色というか異例だというふうな内容だと思いますが、これについてはどういうふうに職務上、考えられますか。問題ないと考えますか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

現課としては、公告どおりの内容の中でやっていきたいということでしたが。

○野澤今朝幸委員長

ほかに質問。

小林委員。

○小林始委員

先ほどからの証人間の話の中で当初、1月15日前の設計の納品が10月ごろということで、それまでの間の中で当初P点が、建築土木が1,500、1,500の水道が1千の部分の指導とか指示があった部分で進んできているんですけども、1月15日に1千点、1千点という部分で740点ですか、先ほどの証人の答弁の中で、県内の業者にはこれは極めて難しい事業だというような話もあったんですが、今現在、この工事の進捗率の中で工事に関して何か問題等はありませんか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

今は特にありません。

○小林始委員

特に問題ないということで、工期が3月25日でしたか、それまでには完成のめどは立って

いますか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

はい。完成予定です。

○小林始委員

ありがとうございました。

○志村直毅委員

ご苦労さまです。ご協力お願いします。

今の小林さんの最初のところにちょっと関連しますが、設計書は納品されて工事発注までの、年末に最終的に起案という運びになっていると思いますが、その間、設計業者さんからのアドバイス、先ほどのP点がたしか500ぐらいでというようなお話だったんですけど、そういったアドバイスというのは何回かあったのでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

直接そのアドバイスは私どもは聞いておりませんが、この工事に関しては、そういうような話があったというふうに聞いております。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

話があったと聞いているということは、有賀課長の部下であるリーダー方々から聞いているということでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

はい、そうです。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

それでは、そういうことになりますと、原案作成段階のP点、公告委員会で1月11日に出されたときの土木、建築、水道それぞれの設計ということは、課長も承知していたということ、それからその時点の想定が大手のゼネコン、あるいは中堅のゼネコンというふうな形で想定していたということで、よろしいでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

そうです。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

それでは1月11日の公告委員会で課長もメンバーということになりますけれども、地元の業者さんが参加、できるだけ可能な形ですとか、あるいは今回の公告に関して要件を緩和するといったことが協議の中で、1月11日に出されたでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

1月11日には特にありませんでした。

○志村直毅委員

それでは分割ができるかどうかを確認に行かれたということで、教育総務の稲垣さんはできると言ったのでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

直接できるというふうに聞いたかどうか、ちょっと覚えておりません。

○志村直毅委員

それでは分割したあとには、その土木1千点、建築1千点にそれぞれ変更されているわけですが、水道施設のP点がなくなったということについては、理由を聞いていいでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

特に聞いておりません。

分割によって、決まったんじゃないかと思っておりました。

○志村直毅委員

再公告について、公告委員会で協議をしなかったのはなぜでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

それは急いでいたからだと思います。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

現課の課長として、公告委員会を開く必要があるのではないかということは進言されなかったでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

取り下げましたので、なるべく早くということで、そのような形をお願いしたと思いました。

○野澤今朝幸委員長

進言をされたか、されないか。

○有賀滋一君

進言しませんでした。

○志村直毅委員

それでは分割したあと土木の内容で、追加変更等があったんですけれども、具体的には土量の変更、破碎岩の処理、それから処理価格を2千円から1,650円に下げるといったような内容があるわけなんですけれど、これらの点について報告は受けていたでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

もう一度、再公告は最終・・・。

○志村直毅委員

では、まず一括、1月15日に出して18日に取り止め。そのときには分割する案を形だけ計算だけし直したものを、持ちまわりで決裁を受けたということで、取り止めになったというふうに聞きました。

その後、分割をして土木と建築に分けたんですけれども、建築のほうは2棟の建物を対象にして、残りの分は土木という中で工事をそれぞれ公告していく。その土木の工事のときに、内容が一次造成からの関係で土量の変更等があった。あるいは破碎岩の処理が必要になったというふうなことが、内容の変更事項として出てきたということだそうですが、これについて課長として報告を受けているのかということと、それから処理価格を、今度は1回目が不調で2回目になるときに2千円から1,650円に下げているんです。そういった細かい内容についてなんですが、変更した部分の報告を受けているでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

受けています。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

それではその土量の変更、破碎岩の処理、これについては、どうしてそのような変更をしなればならなくなったのか、その理由を教えてください。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

造成工事によりまして、その土量の変更が生じました。

○志村直毅委員

それでは、処理価格を下げたのはなぜですか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

それは承知しておりません。

○志村直毅委員

では最後になりますが、これまでお聞きしてきた中で、できれば最初の一括の公告案のとおり
に事業の担当課としては進めてほしかったというふうなこともお聞きしたわけですが、
分割、そして水道施設ではなくなって土木建築というふうに分けるということを、全体的な水
道浄水場施設の工事の品質、これについて所管の事業課の課長として心配はなかったんでしょ
うか。

○野澤今朝幸委員長

有賀証人。

○有賀滋一君

施工管理をしっかりしていただいてやっていけば大丈夫だと思っています。

○志村直毅委員

以上です。

ありがとうございました。

○野澤今朝幸委員長

ほかに質問はございますか。

(な し)

では、以上で有賀滋一君の証人喚問を終了します。

ご協力ありがとうございました。

○野澤今朝幸委員長

ご苦労さまです。

これより証人尋問を行います。

それでは法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員のご起立をお願いします。

○芦澤栄君

宣誓書、良心に従って真実を述べ何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

平成26年1月23日、芦澤栄

○野澤今朝幸委員長

ありがとうございました。

続いて、宣誓書に署名・捺印をお願いします。

(署名・捺印)

ありがとうございました。

それではこれより証言を求めることとなりますが、証人は証言を求められた事項にのみ、お
答えください。

また発言の際にはその都度、委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。

また、こちらから質問しているときにはお掛けいただいても結構ですが、お答えの際には、
すみませんけれど起立をお願いします。

それでは尋問に入ります。

まず、証人の氏名・住所を確認させていただきます。

証人の氏名は芦澤栄。生年月日は [REDACTED] 住所は [REDACTED]

職業は地方公務員に相違ありませんか。

○芦澤栄君

相違ありません。

○野澤今朝幸委員長

それではまず私から質問をさせていただきますので、その間の進行は上野副委員長にお願いします。

○上野稔副委員長

それでは、野澤委員長が尋問を行う間は私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは野澤委員長の尋問を許可します。

○野澤今朝幸委員長

事業費8億円という御坂浄水場土木建築工事の入札は、平成25年1月15日に公告されましたが、その3日後の1月18日には取り止めということになりました。これは極めて異例なことであり、本尋問ではこの異例の取り止めがどのような経緯の中で決定されたのか、その点を明らかにすることを目的とします。

以下、質問させていただきます。

まず第1に、芦澤証人はこの取り止めに関わりましたか。この点についての証言をお願いします。

○上野稔副委員長

芦澤証人。

○芦澤栄君

関わりはありません。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

決裁等でも関わりはありませんか。

○上野稔副委員長

芦澤証人。

○芦澤栄君

企業会計の会計事務の一部を会計管理者にさせる条例というものがあって、私がその出納管理者というか、それになっております。当然、事業を執行するときには、執行伺い、契約をしようとするときには支出負担行為、当然、工事が終わって支払いをするときには支出行為というものがございます。これは財務規則に則って、私が出納行為をするという部分では関わっていると、そういうことがあります。

以上です。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

今の答弁では、取り止め自体には、実質的な意味での取り止め自体には関わっていないというふうに理解してもよろしいでしょうか。

○上野稔副委員長

芦澤証人。

○芦澤栄君

そのとおりです。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

それではこの取り止めについて、芦澤証人が職務上でどのような経緯の中で、この3日間のうちに取り止めが決定されたか。その点について、聞き及んでいること等がありましたら、お伺いしたいと思います。

○上野稔副委員長

芦澤証人。

○芦澤栄君

聞き及んでいるというか、実は私は今回の喚問というか尋問に出された御坂浄水場の8億円の入札の関係、これについて私、当然、公告委員会の委員に出ておりましたが、ところがどう考えても記憶にないです。このことで8億円の大きい事業の説明はあったような、自分の中で自問自答、覚えてなかったです。それで当時の議事録を、管財課に聞いたら議事録は取っていないと。課長が出欠の別というものを取っている、課長さんの台帳があるから、ちょっと見せてあげましょうと。

その1月11日の午前中、珍しく午前中にあっただんですが、午前中、私は基金の出納事務がありまして、どうしてもそれを小切手を繰り出さなければならぬ事業がありました。そこで私が欠席をしているということが分かりました。それで記憶がないのかということ、そのあと結論を見ますと持ちまわりで2本、3本の変更があつたり、持ち回りですから、当然、出納内容が、予算等々があれば問題ないということで私は押印していますが、ですから、いきさつ的なものは一切存じ上げません。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

ということは、取り止めというのが公になってからでしか、芦澤証人は知らなかったと。

あいだ3日間あるわけですが、その点についてはどうでしょうか。

○上野稔副委員長

芦澤証人。

○芦澤栄君

今、委員長がおっしゃられたとおりです。

○副委員長（上野稔君）

委員長。

○委員長（野澤今朝幸君）

今までのこととちょっと離れまして、この取り止めについて芦澤証人が庁内、あるいは市民から、あるいは業者等から、この取り止めについての何らかの情報を得たということはありませんか。その情報の内容は、これは真偽は問いませんので、こんな話があつた、あんな話があつ

たということが、芦澤証人に直接届いているか。そのへんの点についてお伺いします。

○上野稔副委員長

芦澤証人。

○芦澤栄君

市民等々からの問い合わせ、一切ありません。

ただ、今の公営企業部長が実は入札がちょっと遅れそうだというようなことを、出納室というか私の部屋へ来ておっしゃったことがあります。それに関連して、私どもは現金の支払いというものがあります。そうすると8億円という当然、前金払い等々が出ます。私どもの出納は、公営企業会計だけではなくて、当然、一般会計の資金繰り等々もしなければなりません。そういう部分の中で、それは早く決着しないと、私どもも現金の資金繰りも困るよねというようなお話をした覚えはあります。

ただ、それは入札が、今、話題になっているような、その3日間の中でどう変わったかと、一切関係なくして事務的な事項での話はいたしました。

以上です。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

最後の質問をさせていただきます。

先ほども芦澤証人のほうから1月11日の審査委員会のほうには職務上欠席したと。1月15日に公告する、その前に芦澤証人もご存じのように、分離分割をするために取り止めの理由として工期の短縮、あるいはとっていいか、およびとっていいの、もう1つは地元業者の応札をしやすくするというような理由が公になっていますけれど、15日以前にそのような点についての議論、あるいはもっと広く言えば話題、そういうものに直接、芦澤証人が関わったか。あるいは、そういうことがあったと聞いたか、そのへんについての話をお願いします。

○上野稔副委員長

芦澤証人。

○芦澤栄君

一切ございません。

○野澤今朝幸委員長

以上で私の質問を終わります。

○上野稔副委員長

では委員長の質問が終わりましたので、委員長にバトンタッチします。

○野澤今朝幸委員長

委員の皆さんからの質問をお願いします。

志村委員。

○志村直毅委員

ご苦労さまです。ご協力をお願いします。

簡単に2点だけお聞きします。

まず1点目、1月11日、公告委員会を欠席されたということですが、その場合、何も公告委員会の内容等について、報告というものはないのでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

芦澤証人。

○芦澤栄君

結論は、ありません。

私もちょっと、そこは不安になりまして、もし欠席した場合、何か公告委員会の事務局は管財課でありますから、担当が私のところへ報告なんかありましたかねと言ったら、一切報告はしていないということでございますので、記憶と一致しております。

以上です。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

あともう1点ですが、これらの件に関して、市長への手紙以外の何か情報提供というようなものがあったということ、先ほど来の証人の方からお聞きしたんですけれども、それについて、市長は当時の総務部長にこの件について対応を協議してくれと、何か無記名の手紙があったと。そのときの協議の中には、当時の会計管理者である芦澤部長は入ってはいないでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

芦澤証人。

○芦澤栄君

入っておりません。

○志村直毅委員

以上です。

ありがとうございました。

○野澤今朝幸委員長

ほかに。

(な し)

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

では以上で、芦澤栄君の証人喚問を終了させていただきます。
ご協力のほど、ありがとうございました。

○野澤今朝幸委員長

ご苦労さまです。

それでは、これより証人尋問を行います。

法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員のご起立をお願いします。

○松岡利明君

宣誓書、良心に従って真実を述べ何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

平成26年1月23日、松岡利明

○委員長(野澤今朝幸君)

ありがとうございました。

続いて、宣誓書に署名・捺印をお願いします。

(署名・捺印)

ありがとうございました。

これより証言を求めることとなりますが、証人は証言を求められた事項にのみ、お答えください。

また発言の際にはその都度、委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。

また、こちらから質問しているときにはお掛けいただいて結構ですので、そのようにしてください。お答えの際には、すみませんけれど起立をお願いします。

それでは尋問に入ります。

まず、証人の氏名・住所を確認させていただきます。

証人の氏名は松岡利明。生年月日は[REDACTED]住所は[REDACTED]

[REDACTED]職業は地方公務員に相違ありませんか。

はい、松岡証人。

○松岡利明君

はい。そのとおりであります。

○野澤今朝幸委員長

それではまず私から質問をさせていただきますので、その間、副委員長の上野さんをお願いします。

○上野稔副委員長

それでは野澤委員長が尋問を行う間、私が進行を務めさせていただきますのでよろしく願います。

それでは野澤委員長の尋問を許可します。

○野澤今朝幸委員長

事業費8億円という御坂浄水場土木建築工事の入札は、平成25年1月15日に公告されましたが、その3日後の1月18日には取り止めとなりました。これは極めて異例なことであります。本尋問では、この異例の取り止めがどのような経過の中で決定されたのか、その点を明らかにすることを目的としています。

以下、質問に入らせていただきます。

松岡証人は、この取り止めに関わりましたか。この点について、お答えください。

○上野稔副委員長

松岡証人。

○松岡利明君

関わっております。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

どのような形で関わりましたか。具体的に述べてください。

○松岡利明君

18日の協議の中で取り下げを決定しております。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

今、18日の協議と言うお話が出ましたけれど、それ以外にといいますか、それ以前ということになりますね。18日が取り止めですから。15日から18日の協議以前に何らかの形で関わりましたか。

○上野稔副委員長

松岡証人。

○松岡利明君

その間にあったと思いますが、いつあったかという部分については記憶にはありません。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

どのような関わりかという、具体的なところでの記憶はどうでしょうか。

○上野稔副委員長

松岡証人。

○松岡利明君

ですから、1月15日に公告をいたしました。1月18日に協議をする中で取り下げを決定した。その間に分割についての提案があったのではなかったのでしょうかと私は思います。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

今、あったのではないのでしょうかというのは、記憶はないにしても、記憶ははっきりしないにしても、松岡証人にそのような話が、18日にいきなりということではなくて、その前にさっき言った分割の話が松岡証人のほうにあったと・・・。

○上野稔副委員長

松岡証人。

○松岡利明君

おっしゃるとおり、1月15日の公告の後、それがバタバタし始めておりましたから、ありました。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

その中の日ですから、16日あたり、そのへん、何日のいつごろという記憶はありますか。

○上野稔副委員長

松岡証人。

○松岡利明君

申し訳ないですが、それはありません。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

今、聞いたところでは、取り止めには、実際には18日に関わったということですが、その2日間の間の経緯、取り止めがどのような形で誰が提起して、最終的には18日の協議に持って来られたか。このへんの2日間の取り止めの協議に入るまでの経緯というものについて、何か知っていることはございますか。

○上野稔副委員長

松岡証人。

○松岡利明君

申し訳ないですけど、誰からという部分であれば副市長ではなかったかと思います。ただ、それはどういう形でもって私のほうに来たのかは、記憶としてないです。

ただ、分離について検討をしたのではなかろうかと。その間の16日、17日ですか、と考えます。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

今までの証言以外のことで、この取り止めについて松岡証人が職務上、庁内で聞いたこと、あるいは市民、業者のほうからの情報として、この取り止めに関しての何らかの情報を得ていますか。その情報は別に真偽は問いません。正しいか、正しくないか問いませんが、何らかのこの取り止めについての情報が入っていますか。

○上野稔副委員長

松岡証人。

○松岡利明君

それはありません。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

最後の質問に入ります。

この取り止めの理由として、松岡証人もご存じのように土木建築の2つの工事に分離分割して工期の短縮を図る。こういう理由とか、あるいはといたしますか、およびといたしますか、このへんはちょっとまだ分かりませんが、地元の業者の応札をやすくすると。このような理由が公に述べられているわけですが、この1月15日の公告の前に現課の部長として、今のようないろいろな危惧があるから、こういうことが理由として最終的に出てきているんだと思いますが、1月15日以前に、具体的には1月11日の審査委員会等、それ以外でももちろん結構ですけど、このようなことが議論になったかどうか。また、みずからがこのような業務をしたかどうか。この点についての証言をお願いします。

○上野稔副委員長

松岡証人。

○松岡利明君

すみません。

質問が・・・。

○上野稔副委員長

委員長。

○野澤今朝幸委員長

つまり1月15日以前、公告以前に今回の分離分割にしようというような、そのような議論がされたかどうか。

○上野稔副委員長

松岡証人。

○松岡利明君

ありません。

○野澤今朝幸委員長

ありがとうございました。

以上で私の質問は終わります。

○上野稔副委員長

では、委員長の質問は終わりましたので、バトンタッチします。

○野澤今朝幸委員長

委員の皆さんからの質問を求めます。

渡辺委員。

○渡辺正秀委員

ご苦労さまです。

質問いたします。

1月11日に公告委員会があったわけですが、この公告委員会の責任者は副市長だったわけですが、この席上、副市長なりほかの人たちから最初に出された公告の案に対して、何らかの異議を述べる意見というのはあったかどうか、まず伺います。

○野澤今朝幸委員長

松岡証人。

○松岡利明君

なかったと思っています。

○野澤今朝幸委員長

渡辺委員。

○渡辺正秀委員

11日に公告の案を決めて15日に公告、そしてすぐその直後にこれを変更して、分離発注したらどうかという話があったというふうに聞いております。

その点に関して公告の委員さん、あるいは事業課である公営企業部、こうした中でどんな受け止め方をしたのか。危惧や懸念や、あるいはそれではまずいという、反対という気持ちがあったかどうか、まず伺います。

○野澤今朝幸委員長

松岡証人。

○松岡利明君

危惧はありました。現課としてせっかく出したものですから、危惧はありました。

○野澤今朝幸委員長

渡辺委員。

○渡辺正秀委員

副市長は11日にそのことを決定する会議の代表者であります。そして15日に公告。そしてその直後に変更のための分離発注ということを出しているわけなんですけれども、これは極めて異常なことなわけですが、その点について公営企業部長は副市長なりに聞いたこと、あるいは協議の場で意見を述べたことはございますでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

松岡証人。

○松岡利明君

すみません、もう一度質問を・・・。

○渡辺正秀委員

要するに決めて、公告して、直後にそれを覆す提案というのは副市長からされているわけなんですけれども、これに対して危惧を持ったということでございますけれども、このことについて、なぜこういう変更を急に心変わりがあったかということで、副市長に聞いたことはあるかどうかということです。

○野澤今朝幸委員長

松岡証人。

○松岡利明君

ありません。

○野澤今朝幸委員長

渡辺委員。

○渡辺正秀委員

次に2つの公告、最初の1月15日分と、それから土木だけに関して聞きますが、再公告分、これは点数とかいろいろ変わっておりますけれども、JVの代表構成員としての資格、これは第1回目の公告では市内業者は何社、その資格を持っていたか。それから第2回目、これについては市内業者は何社、その資格があったか。JVの代表構成員として。

○野澤今朝幸委員長

松岡証人。

○松岡利明君

大変残念ながら私にはその能力が、何社という部分については把握しておりません。

○野澤今朝幸委員長

渡辺委員。

○渡辺正秀委員

たぶん2回目の再公告でも、結局これに適合するのは、私がもし見間違えなければ1社かなというふうに思いますが、そのことと、もう1つはこの分離発注の理由とされた、市内業者も幅広く参加できるようにということには、矛盾があるような気がするんですが、その点についてのお考えはいかがでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

松岡証人。

○松岡利明君

誠に申し訳ない言い方かもしれませんが、私にはそこまでは点数的な部分で、何社入れる、

どうなるという部分については知識がございません。

○野澤今朝幸委員長

ほかに。

志村委員。

○志村直毅委員

ご苦労さまです。ご協力お願いします。

まず取り止めの協議、18日に決裁されたということですが、協議をするにあたって、副市長、あるいは管財課の担当者と現課で協議をされたと思いますが、そのときには部長は入っていないんですか。

○野澤今朝幸委員長

松岡証人。

○松岡利明君

18日の会議は出席しております。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

出席しているということであれば、その出席したときに取り止めの理由について確認されているかと思うんですけれど、それは副市長のほうからどのような形で分割、取り止めという理由をお話されたんでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

松岡証人。

○松岡利明君

今の議員の中で、副市長からというご質問なんですけれど、副市長からという記憶はないです。協議の場でもって、取り下げの理由がいくつあるかという、根本の話をしました。公告内容の変更と図書の変更は取り下げの理由になるという中でもって、図書の変更、そして工期の変更という形になっていって、それが公告の取り止めの理由ということになっているはずですが。

○志村直毅委員

それでは、その取り下げの理由については、説明されたのはどなたですか。

○野澤今朝幸委員長

松岡証人。

○松岡利明君

誰の提案だったかは記憶の中にはございません。

ただ、理由については図書の変更、工期短縮でもっていくということです。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

ではその図書の変更、工期の短縮ということですが、理由としてはそれでいくということですが、地元業者が入札に参加しやすいようにというふうなことも3月の総務常任委員会のときには市長からも聞いているわけですが、そういったことはその協議の中では出なかったのでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

松岡証人。

○松岡利明君

私の記憶の中では、そのときに地元業者の育成ということは一切出ていませんでした。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

それでは再公告、分割したものを2月26日に再公告という運びになっているわけですが、これは公告委員会を開かずに再公告という運びになったのは、なぜでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

松岡証人。

○松岡利明君

公告委員会において議さなかったか、持ちまわりだったかは記憶にはありませんが、原課としては一日も早く出したいという気持ちがあったと思います。

○野澤今朝幸委員長

志村委員。

○志村直毅委員

ありがとうございました。

これは2月22日に合議の文書を持ちまわりでまわしています。公営企業部長も押印されているわけですが、公告委員会のメンバーとして、再公告を一日も早くということがありながらも、やはり新たに2つの事業になるという認識だと思いますので、それは公告委員会を開くべきだというふうな進言はされなかったのでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

松岡証人。

○松岡利明君

ご指摘のとおり、しませんでした。

あくまでも一日も早くという中에서도、日を急いだと思っております。

○志村直毅委員

ありがとうございます。

それから、その再公告のですね、当初の1月15日の分割発注の際には、土木、建築、水道と、それぞれ経審の評定、P点が1千、1千、740という設定をしていたわけですが、分割で土木、建築それぞれに分けた際には、水道というのはP点がなくなったわけですが、これについて報告なり相談なり受けていますか。

○野澤今朝幸委員長

松岡証人。

○松岡利明君

ありません。

○志村直毅委員

それでは私のほうからは最後になりますが、一応、こういった形で一括したものを取り止めにして要件も緩和し、持ちまわりとはいえ、工期の問題等もあったとはいえ、分割発注をする

ことによって、当初想定していた大手ゼネコン、あるいは中堅ゼネコン等への発注という想定からはだいぶ離れた形になったと思いますけれども、こういうことについて担当所管部長として、その工事の品質確保という点で心配はされなかったのか、お願いします。

○野澤今朝幸委員長

松岡証人。

○松岡利明君

心配はしました。

○志村直毅委員

どのように心配されたのでしょうか。

○野澤今朝幸委員長

松岡証人。

○松岡利明君

入札案件は実績主義でもって決めていると私は考えております。ですから実績が、例えば8千トンの事業をやったから、8千トンの実績のある会社が入ってくる。5億円の事業をやったから、2億円の実績があるということで、そういう決め方をしているものだと思っておりましてから、実績があつて入札参加ということが私は前提だと思っておりますので、その実績から見ると心配だなという意味であります。

○志村直毅委員

それだけ実績も含めて心配をされたのにもかかわらず、なぜそれは良くないのではないかと、心配だということを協議の中でお伝えしなかったんですか。

○野澤今朝幸委員長

松岡証人。

○松岡利明君

私は公営企業部長であります。ただ、それだけであります。

○志村直毅委員

今のご答弁を汲み取れというふうなことになるとうと、せつかくの調査なので、なかなか雲を掴むようなことになるとうと、それは公営企業部長としては最初の形でいきかたけれども、上の判断で分割せよということであれば、それに従うよりほかはないというふうにかえたということですか。

○野澤今朝幸委員長

松岡証人。

○松岡利明君

公告については心配しましたが、1つに工期の短縮を図るという大前提については、所期の目的は達成しておりますので、それ以上の見方もございません。あくまでも工期の短縮については、短縮して図れたものだと考えております。

○志村直毅委員

工期は短縮できたと。その品質確保という意味では、実績要件の部分、実績主義というふうな考え方の部分では、心配はしていたということでもいいですか。

○野澤今朝幸委員長

松岡証人。

○松岡利明君

そのとおりであります。

○志村直毅委員

以上です。ありがとうございました。

○野澤今朝幸委員長

ほかに。
小林委員。

○小林始委員

先ほど来からの証言の中で、市長への手紙の話をちょっとしたんですけども、その中の経過で確かにあって、それを協議したというような証言があったんですが、これは部長、協議の中へ入っていますか。

○野澤今朝幸委員長

松岡証人。

○松岡利明君

市長の手紙の協議という部分については、土木・建築に関して外ですがね。入っています。

○野澤今朝幸委員長

小林委員。

○小林始委員

入っているという部分だけ聞けば、これでよろしいですけども。
ありがとうございました。

○野澤今朝幸委員長

よろしいでしょうか。

(はい。の声)

それでは、以上で松岡利明君の証人喚問を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

ご苦労さまでした。

○野澤今朝幸委員長

今日の議題である証人喚問が以上で終わったわけですけど、協議事項を、今、お話ししておいたほうが良いというような協議事項がありましたら、していただきたいと思います。

○渡辺正秀委員

次回の準備会の日程。

○野澤今朝幸委員長

では準備会について、ちょっと協議したいと思います。

この間の準備会の折にも、この特別委員会が終わったあとやったらどうか、やろうという話になっていたと思いますけれど、皆さんどうでしょうか。

○渡辺正秀委員

申し訳ないですが、このあとの時間、ちょっときついですが、私は。

○野澤今朝幸委員長

今日は取り止めということで、よろしいですか。

(はい。の声)

では、次回の準備会の日程を決めましょう。

28日の午前中でよろしいですか。

(はい。の声)

とりあえず28日の10時に準備会ということで。

事務局のほうもいいですか。

(はい。の声)

ほかに、この協議事項はございませんか。

(なし)

ないようですので、以上で第6回目の今日の特別委員会を終わります。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 5時45分